

## 平成23年第2回訓子府町議会定例会会議録

○議事日程(第2日目)

平成23年6月22日(水曜日)

午前9時30分開議

第17 一般質問

○出席議員（10名）

1番	橋本憲治君	2番	佐藤静基君
3番	工藤弘喜君	4番	河端芳惠君
5番	余湖龍三君	6番	安藤義昭君
7番	小林一甫君	8番	西山由美子君
9番	山本朝英君	10番	上原豊茂君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町長	菊池一春君
副町長	佐藤明美君
総務課業務監	伊田彰君
企画財政課長	山内啓伸君
企画財政課業務監	森谷清和君
町民課長	平塚晴康君
福祉保健課長	佐藤純一君
福祉保健課業務監	八畝光邦君
農林商工課長	佐藤正好君
農林商工課業務監	村口鉄哉君
建設課長	林秀貴君
上下水道課長	竹村治実君
会計管理者	三好寿一郎君
教育長	山田日出夫君
管理課長・社会教育課長	上野敏夫君
社会教育課業務監	元谷隆人君
幼稚園・保育園・子育て支援センター事務長	菅野宏君
農業委員会事務局長	遠藤琢磨君
教育委員長	飯田洋司君
監査委員	山田稔君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	森谷勇君
議会事務局主任	小林央君

◎開議の宣告

○議長（橋本憲治君） 皆さん、おはようございます。

それでは定刻になりました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の出欠報告をいたします。本日は、全議員の出席であります。

田古選挙管理委員長から本日欠席する旨の報告がありました。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあるとおりでございます。

今日も気温が上昇する予定になっておりますので、クールビズを励行したいと思います。

◎一般質問

○議長（橋本憲治君） 日程第17、昨日に引き続き、一般質問を継続いたします。

5番、余湖龍三君の発言を許します

5番、余湖龍三君。

○5番（余湖龍三君） おはようございます。このほど、4月の選挙において、町民の皆様から応援をいただき、町議会議員としての議席をいただくことができました。4年間という与えられた期間の中で町議としての職務を真摯に全うすべく最善の努力をしてまいりたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

今回はじめて、このような形で質問させていただきますので、正直、かなり緊張しております。質問に対して、要領を得ないこともあると思いますが、ご容赦いただきたいと思います。

また、答弁をいただく際は、できるだけわかりやすく、簡潔にお答えいただくようお願いいたします。

それでは、質問に入らせていただきます。

町政執行方針の中で、7つの約束の4番目「元気な町をつくります」には「農業交流センターくる・ネップ」を拠点とした活動や情報発信ができるような周辺整備のための支援をしていきたいとあります。私もこれからの訓子府にとって、ふるさと銀河線廃止後の「くる・ネップ」の有効活用と周辺整備をすることは、単に、商業を営む者だけではなく、町民の皆様の未来を切り開き、我町・訓子府と胸を張って自慢し、さらには、町外からも「ぜひ訓子府に行ってみよう」と思われる「元気な町づくり」の根源になるものと思っています。

そこで、今後の有効活用に関し、お尋ねしたいと思います。

まず、1点目は「くる・ネップ」の各施設、農産加工室、研修ホール、和室、待合室、プラットホーム、銀河農園、それぞれの施設の管理体制は、どのようになっているか。それぞれの利用人数の現状、季節的、時間別の使用状況の特徴などがないのか。

またこれは、通告書にはきちんと書いていないことですが、具体的に維持管理費の額や町としての負担額がどうなっているのか、おわかりいただける範囲で結構です。お答えいただきたいと思います。

さらに、銀河農園につきまして、利用者の町内、町外別の戸数の振り分けはどのようになっているのか。そこら辺もお知らせいただきたいと思います。

また、過去、利用者からの苦情、使ってみての具体的な提言等がありませんでしたか。あったのなら具体的にどのような対応をされたのかお聞かせください。

2点目は「くる・ねっぷ」周辺の整備についてであります。

現時点で町が検討している整備計画があれば、その検討過程、目的、実施年度、投資の金額がいくらぐらいかかるのか、そこら辺のことをお尋ねしたいと思います。

続いて、3点目ですが、「くる・ネップ」と周辺を中心とした「元気な町づくり」についてお尋ねします。

現在、訓子府町には、芝桜のレクリエーション公園、温泉保養センター、温水プール、屋内ゲートボール場、さらには、常呂川沿いには、管内有数のパークゴルフ場やゴルフ練習場、ゲートボール場、そして散策路とさらには、高校北側には町民の森など、それぞれが十分に整備され、楽しめる施設があります。これらの施設には、町民はもとより、町外からも多くの方が利用のために訓子府に訪れています。

ただ、その多くの方々的一部分を除いて、その目的、場所の使用が終わった時には、訓子府の街の中に流れ、町を楽しむことなく帰っているのが現状であります。町内の人や町外の人が集い、笑顔があふれ、人々がふれあえる元気な訓子府にするために、今、個々の商店、企業の努力はもとより、商工会の積極的な協力と斬新なアイデアと行動、そして、行政の思いきった協力が必要と思っています。

「くる・ネップ」北側の銀河公園から銀河農園、線路跡地、プラットホーム、今、訓子府には、これほど広く、まとまった最良の場所はないと思っています。

この場所に訓子府の顔として情報発信の場所として、町民が集い、近隣の町からも人の集う、訓子府の元気の発信の源となるべく場所としての環境ならびに施設の整備等への絶大な投資を望むものであります。

ここで「くる・ネップ」北側の利用にあたり、町として、今後の利用計画があるのならお知らせください。

さらに、今後の利用にあたり、まだ、あがっていませんが、町長の指針として考えているものがあるのであれば、お聞かせ願いたいと思います。

以上です。

○議長（橋本憲治君） 余湖議員、通告書に書いていない部分については、再質問で改めて行ってください。一答目では、答えがすぐに出ないと思いますので、再質問の中で再度また聞いてください。

町長。

○町長（菊池一春君） 今、議長から答弁の中身の問題でお話ございましたので、私からも答弁の前に若干お話をさせていただきます。ここにはない部分で申し上げますと例えば、銀河農園等のことについては、資料を持ってきているかどうかわかりませんので、これはお許しをいただかなければなりませんし、通告にないものについての準備不足等については、ご理解をいただきたいと思います。あくまでも通告のあった部分に対しての答弁ということでお許しをいただきたいと思います。

さて、ただいま「くる・ネップ」の活用と周辺整備による元気なまちづくりについて、大きく3点のお尋ねをいただきましたのでお答えをさせていただきます。

まず、1点目の農業交流センター「くる・ネップ」の施設に関するご質問の1つ目にあ

りました「各施設の管理体制」についてであります。平成21年4月より施設全般の清掃を含めた維持管理業務を訓子府町商工会に委託しております。

また、農産加工室、会議室、和室、展示室といった、いわゆる貸館スペースにつきましては、使用の予約や使用料の徴収業務につきましても委託業務に含めているところでございます。

2つ目にお尋ねの「各施設の利用状況」についてであります。平成22年度の実績を申し上げますと、農産加工室が197グループで利用者数が1,173人、月平均で16グループが利用しているところでございます。

5月から8月までが平均で12グループ程度、9月は7グループと少ないですが、4月と10月から3月までは、平均で20グループ、多い月では26グループが利用しております。これは農家の女性の利用が増えている結果といえます。

また、利用時間帯につきましては、昼間の利用、一部、夜にかかるものもありますが170件、夜間だけの利用が27件となっております。

会議室につきましては、年間127団体で、利用者は1,546人となっております。月平均で11団体の利用となっております。

なお、季節的な利用の増減に、規則性はありませんが、昼間の利用が54団体、夜間の利用が73団体となっております。

和室につきましては、年間91団体で、利用者は885人となっております。月平均で8団体の利用となっております。

和室につきましても、季節的な利用の増減に、規則性はありませんが、昼間の利用が61団体、夜間の利用が30団体となっております。

展示室につきましては、バスの待合室を兼ねておりますので、通常の申請に基づく占有的な使用はありませんが、ファーマーズマーケットの利用が18回ございました。

3つ目にお尋ねのありました「利用者からの苦情並びに提言の有無」につきましては、これまで、所管課である農林商工課に対し、施設の利用者からの苦情は届いておりませんが、ここ数年、猛暑により加工室の温度が40度を超える日があったことから、エアコンの設置を要望する声がありましたので、国の交付金を活用し、本年の5月に設置を終えたところでございます。

次に、2点目の「くる・ネップの周辺整備」についてであります。まず、現在の周辺整備計画につきましては、平成20年度に旧駅舎構内を縦断する幸町線の実測線調査を終え、バスの乗り入れに係る安全性の確保についても確認しているところであります。

幸町線西側については、補助事業で整備した関係もあり駐車場及び多目的広場として、現状の面積分を確保した中で整備し、銀河農園など南12線沿いは現状維持とする考えであります。

くる・ネップの旧ホーム側の整備につきましては、現在もイベントなどで活用されており、利用者の意見を聞きながら簡易的な整備を行っておりますが、現段階では現状の形態を生かしながらゲートボール場、緑地帯と一体となった整備を検討しております。

幸町線整備を含めた発案については、平成19年に開催された「ふるさと銀河線跡地検討協議会」において「南北を貫く道路が必要」との認識が示され、その後、町内会連協から「均衡ある市街地の発展」の観点から幸町線整備要望書が提出されております。

また、まちづくり委員会の中で地産地消の推進も含め、町の中心にある旧駅舎の機能向上が議論され、「旧駅舎の立地を生かし、消費・交流・観光の拠点施設として、有効利用する取り組みへの支援が必要」との提言をいただいているところでございます。

これら多方面からの意見や「くる・ネッ」を管理している商工会などとの協議により周辺整備の計画案を策定した経過があり、実施時期については、昨年12月の河端議員への答弁でも述べたとおり、補助制度が流動的なことから、本年中に旧駅舎周辺整備計画を策定し、平成24年度以降の整備を考えておりますのでご理解願います。

3点目の「くる・ネッと周辺を中心とした元気な町づくり」についてであります。議員ご指摘のとおり、「くる・ネッ周辺」は、まさにくんねっふの顔であり、くんねっふの元気の源との認識を持っており、私の1期目のマニフェストで、商工会事務局を交流センターへ移転し、商店街と協力して町おこし事業を展開することをお約束したところでございます。

平成20年7月に商工会事務所を「くる・ネッ」に移転以来、商工会とも連携しながら、旧駅舎を活用した特産品の紹介や販売、また、定期的な農産物・加工品の直売など少しずつではありますが、町おこし事業が実を結びつつあると認識しており、先ほど申し上げたイベント広場の整備についても利用者の意見をより一層取り入れて進めてまいり所存でありますのでご理解を賜りたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 余湖龍三君。

○5番（余湖龍三君） ありがとうございます。先ほどの通告書にない質問に対しましては、関連しているものであり、もしかして資料をお持ちなら一緒に答えていただけたらと思ったもので、言葉足らずで申し訳ございません。後日で結構なので、分かる資料がございましたら、お伝え願いたいと思います。今、分かれるのですか。それでは、再質問させていただきますので、お待ちください。

丁寧な回答がありまして、私も町にいますが、ここまでの利用があり、このような細かい資料があるとは思ってはいませんでしたので、これを聞かせていただき、農産加工室につきましては、非常に利用があり、その成果もあると思います。

加工室で作られたものを農家の奥様方とか団体の方から分けてもらって食べさせてもらい、いただいた経験がありまして、こんなにいいものができるのかやどのようにやっているのか関心があったのですが、今、ここにきて、やはり訓子府の特産品、新しく地元でできたものを使った名物などを作る、開発する必要性を非常に感じています。今「ファーマーズマーケット」が一生懸命頑張っていますが、やはり、農家の方だけで行っている段階で、我々商売人から見ましても多少物足りない面が、まだまだあると思っています。その中で、やはり特産品の開発や個々の商店もやはり訓子府のものを開発し、頑張っていかなければいけないと思っていますが、これからの農産加工室に対して、今は趣味の形として仲間づくりの中で行っている段階が多いのではないかと思います。この部分に関して、やはり1つの課題といいますか、新しい商品、新しい物、売れる物、名物になるようなものを意識した中で、開発していくような体制を誰が進めていくのか、口を出していくのかということになります。もちろん商工会が、商品開発した後の責任を持つので、頑張ってくださいというようなこともありますし、町としてもやはりそのものの必要性の中で、具体的な政策を行っていかねばいけないと思います。そのために何らかの方法を

今後考えていかなければいけないと思っております。

それでは、先ほどの話になりますが、再質問としまして、維持管理費、町の負担などの金額がおわかりになるのであれば、まずは、お聞かせください。

○議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

○農林商工課長（佐藤正好君） まず、農業交流センターの維持管理費についてのお尋ねをいただきました。そのほかにまだ公園の部分もあると思いますが、農林商工課の所管する部分で、まずお答えをさせていただきたいと思っております。

農業交流センターの管理費につきましては、予算の中で、農業交流センター費として、独立して予算化しておりますので、予算書で申しますと96ページに単独の目を設けておりますので、後ほどでもご覧いただきたいと思っておりますが、総額で申しますと641万9千円となっております。主に需用費、消耗品や燃料費、あるいは施設の修繕費や光熱水費が396万5千円。それと委託料でございますが、委託料総体では、214万2千円。この中には、自動ドアの保守点検や消防設備の保守点検、あるいは電気保安管理業務の保守点検が入っており、そのほかに農業交流センター管理業務として、交流センターの施設を管理いただいている商工会に対する委託料として、181万5千円が、この214万2千円の委託料の中に含まれております。それと銀河農園に係るものにつきましては、総体の予算額で、7万9千円になってございます。内訳を申しますと消耗品費が、端数の関係はございますが1万4千円、消耗品費については、除草剤等になりますが1万4千円、それと水道料をはじめとする光熱水費が2万円、そして、銀河農園の春起こしとして、畑を起こす委託料でございますが、これが4万5千円になってございます。農業交流センターに係る分については、以上でございます。

○議長（橋本憲治君） 建設課長。

○建設課長（林 秀貴君） 関連いたしまして銀河公園のお尋ねもあったと思っておりますので、担当課である私から公園に関わる部分の維持経費について、お答えいたしたいと思っております。公園につきましては、委託として高齢者勤労センターに芝刈り等を頼んでおり、予算的には、前段申し上げた農業交流センターと同様に予算書を後ほど見ていただきたいと思っておりますが、公園費の中の中央公園緑地等維持管理業務として、銀河公園以外にも町の公園がありますので、その15カ所のうち銀河公園もその中に入っており、今年の予算で、15カ所で528万3千円です。詳細の資料が手持ちにないのですが、20年度の実績ベースで申し上げますと銀河公園では、高齢者勤労センター等に委託している分が80万円程度、それと公園にトイレがありますので、その燃料費や修繕経費をあわせますと総額では110万円程度になってございます。

○議長（橋本憲治君） 余湖龍三君。

○5番（余湖龍三君） ありがとうございます。とても参考になりますので、今後の資料にさせていただきたいと思っております。

苦情とか提言はございませんかとお聞きしましたのは、私自身も個人的に農産加工室を実際に使った人から、衛生管理か温度の関係なのかわかりませんが、作った製品がだめになってしまったことがあり、衛生管理については、誰が行っているのかとお尋ねがありましたので、確認をさせていただきました。ありがとうございます。

もう1つ、先ほどお願いしたのですが、再質問として、銀河農園につきまして、町

内、町外者の利用の内訳が分かりましたらお願いいたします。

○議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

○農林商工課長（佐藤正好君） ただいま、手元に資料がございませんので、後ほどお答えさせていただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 余湖龍三君。

○5番（余湖龍三君） 後ほどよろしくお願ひします。その答えを聞いてからのほうが良かったのですが、なぜ、今聞きたいかと言いますと先に言っても同じなので、言ってしまいますが、なぜ、あそこに銀河農園をつくったのかと不思議に思ったことがありました。町のど真ん中に、なぜ畑をつくらなければいけないかと私自身も疑問だったのですが、それを確認するために聞いた時、あの頃は銀河線がありましたので、町外から銀河線を利用し、畑をつくりに訓子府へ来てくれるのではないかとの意向があった。それはその時の話でそのようなこともあると思っていましたし、銀河線の利用については、その頃大事な使命だったのだという事実があってもおかしくないと思いましたが、今、銀河線がなくなった中で、その内訳として、要するに町外から銀河農園を借りにきている人がいるのかということの確認がしたかったための質問であります。私も現地を見ていますが、ただ実際には何口かは、今も空いていますので、結果的に人気がないということになるのでしょうか。一言お願いいたします。

○議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

○農林商工課長（佐藤正好君） まず、銀河農園に関しまして、先に利用の貸付状況をご説明させていただきたいと思います。

まず、町外の方については5件、町内の方が12件で、計17件の貸付となっております。まだ一部空いているところもございますが、そこにつきましては、政策的と申しますか、収穫した後の<sup>ざんぎ</sup>残渣というのですか、例えば、スイートコーンであれば殻が残ってしまうものをまとめて処分する用地として、農林商工課で管理している部分もございます。ただ、まだ若干、空いている部分もあるということでございます。

○議長（橋本憲治君） 余湖龍三君。

○5番（余湖龍三君） ありがとうございます。その使用の頻度につきましては、確かに見ますと<sup>ざんぎ</sup>残渣処理だけの土地が空いているという問題ではなくて、やはり借り手がないことの表れではないかと思っております。ありがとうございます。

次に移ります。返答のいただけることを1つお聞きしたいのですが、今、銀河公園や隣のトイレがあります。そこに遊具もあります。その場所を通るたび、普段の日でもお母さんと子どもたちなどが遊具で遊んでいる姿や公園の芝生の上で、子どもたちが野球やサッカーを楽しんでいる姿は、近くに住んでいない私でもときどき通れば見ることはあります。先月は、幼稚園の子どもたちも遠足の目的地にし、親子でゲームやお楽しみの弁当を食べ楽しんでいました。本当に町の中心で、このような良い環境の場所の存在に改めて気付かせていただいております。

私もかつて、網走管内の数百名の仲間が集う、よさこいの大会を開かせていただき、あの当ても本当に良い場所と思い、開かせてもらったことを覚えています。今、この話をするために何回か銀河公園に行っているのですが、聞いた話、人に言われたこともあるのですが、水を飲むための水道が止まっている状態になっているのです。そのことについて

は、どのようなことで止めているのですか。お願いします。

○議長（橋本憲治君） 建設課長。

○建設課長（林 秀貴君） 今、遊具の近くにある水飲み場の関係でのご質問だと思いますが、今、現状がどのようになっているか把握してございませんので、調べてお答えしたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 余湖龍三君。

○5番（余湖龍三君） 現状を知らないということですか。止まっているかどうかもわからないと理解していいですか。銀河公園に行くと止まっていました。蛇口をひねっても出ないし、噴水的な蛇口は、穴が詰めてありました。蛇口を止めていましたので、完全に出ない状態です。しかし、管理棟で靴を洗うような感じだと思うのですが、その水道は出るようになっていましたし、もちろん銀河農園の中の水飲み用と作業用の水道は、きちんと出ているのです。それも大変必要なことですが、銀河公園で遊んでいる子どもたちや、家族連れにとって、水道が出る、出ないは、結構大きな問題だと思いますので、早急な措置をお願いしたいと思います。

続きまして、2点目で回答をお伺いしました幸町線です。旧駅舎を南北に横断する道路について、再度お聞きしたいと思います。公的な話の中で今、回答がありましたが、銀河線の跡地利用協議会や、まちづくり懇談会、それから連協からは陳情のようなものがあり、進めているとの話をお聞きしましたが、道路の規模や形は、皆さんもご存じだと思いますが、私は自分の後援会誌の中で、道路の形を示しましたが、あのような形で、間違いないのか。また、総体的な経費は、いくらぐらい実際かかるものかが、わかりましたらお答えください。

○議長（橋本憲治君） 建設課長。

○建設課長（林 秀貴君） まず、俗に幸町線と申しておりますが、幸町線のルートにつきましては、余湖議員が今言われたような形の旧駅舎横を通りまして、東幸町と西幸町の境界である幸町線につなげる連絡道路としてのルートになっております。

また、経費については、あくまで概算ですので、この金額は今後、詳細を詰めていく中で、変わることをご承知願いたいと思いますが、今のところ予定としては、道路部分では駐車場の一部も含め、3千万円程度と今考えております。

○議長（橋本憲治君） 余湖龍三君。

○5番（余湖龍三君） ありがとうございます。3千万円ですか、これは実際に、総額であり、補助などの関係により、町からの持ち出しは何分の1になることが最終と思います。それで私は、北側の全体的な中で、現在でも子どもたちが集い、親子連れが楽しみ、その中心にトイレがあるという現状の中で、皆さんも頭に思い浮かべるとわかると思うのですが、その中に道路をつくるという話が進んでいる事実があることの確認をさせていただきました。

その上で、私もこの問題につきまして、先ほど言いましたように後援会の広報誌で、町民に投げかけた経過がございます。その中で、意見といたしますか、それに対し、全体に投げかけたのですが、返ってきた意見は、20、30通であり、賛否両論のある中で、いろいろなことがありました。具体的に私へ意見をくれた人の中で、あの道路は、緊急の時、具体的に言えば、火事、救急車を考えた時に、道路ができると本当に早く来てく

れ、安心なのだと賛成派の意見の一部分としてたくさんありました。賛成だけでも、今、西幸町、東幸町は、確かに住宅もたくさんありますし、人もたくさんいますし、それ以上にお年寄りの方が多い。今、買い物に行くのでも、その場所を通って街の中に行かなければ、物を買えるような状態にならない。そのためには、今のような中途半端な状態では、確かにそのとおりとは思いますが、道路的、歩道的に見ても渡りやすい道路でなければならない。お年寄りは杖をついたり、車を押ししたりしながら、歩いていくには不便な道路である。この道路が本当に渡りやすく、街の中に流れやすい道路になった時は、本当に助かるはずだという意見がありました。その場所に道路をつくることは、我々年寄りはこの書き方はしていなかったのですが、ある意味で、命の道路になるような表現もありました。私も人にやさしい道路があることの必要性は、非常に今でも感じております。

ただ、実際、車社会の現在の中で、あの距離を車が渡っていかなければいけないのかということに対しては、多少の疑問を持っております。救急車、消防車の非常事態の必要性を訴える方が何人もいましたし、それが町内会での引継事項と言われた方もいました。

このことを具体的にお聞きする人は、今日はいないのですが、仮に救急車が連絡を受け、訓子府消防から西幸町、東幸町のほうに向かう場面を想定しますとまず、消防が連絡を受け、救急車の出動態勢まで何分かかかるのかは、私も消防の人間ではないのでわかりませんが、どれくらいなのか予想しかできませんが、消防の前から東周りをします。東回りというのは、丹頂を通過して、ぐるりと回ります。簡単な話、施設裏の現在トイレのあるところまで走っていきます。それが東回りです。

また、西回りは、逆の方向、大町へ行き、遠藤商店から曲がり、トイレのあるところへ出ていく。この時間が具体的に救急車で走ったのではないため分かりませんが、私自身が自分の車で、東回りで大体1分間、西回りで大体1分30秒でした。この時間が実際に今、救急車を呼んで待っている方には、どれほど長い時間になる場面もたくさんありますが、救急車の初動体制に5分かかるとすれば6分と6分30秒で30秒の違いはありますが、その場所真っすぐな道路がついたことにより、半分か30秒でいけるようになるのかもしれないという現実もあることは感じます。その現状の中で、車が通れる道路の必要性をどのように感じているのか、町長にお聞きしたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 救急車の通行の道路としての必要性の議論をするといろいろなことがあると思いますが、大局的にその場所は、銀河線の跡地を考える会の中で、50人以上の方による町民的な議論の中で何よりも町長に行ってほしいことは、南北の横断道路をきちんとしてほしい。その1つは、西富の林宅周辺、旧駅舎周辺、それからもう1つは、但野宅横の東側にもう1本という話もありましたが、当面というよりは、緊急的にこの旧駅舎周辺を車が通れるような道路にしてほしい。それを幸町線とつないでほしいということが、参加者と関連する町内会からの要請によって、私自身、計画を進めてきている状況ですので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 建設課長。先ほどの答弁漏れを回答していただきたいと思います。

○建設課長（林 秀貴君） 先ほど、銀河公園の水飲み場の関係でご質問いただき、私自身、不明確なことをお答えできなかったのですが、先ほどの答えになりましたが、実は、あの

水飲み場につきましては、数年前から、どの方なのか、お子様かどうかは別にして、いたずらがあつて、あの水飲み場は下に蛇口がついた形と上に出して水が飲める2つの蛇口が付いている水飲み場なのですが、その上の蛇口で水遊びをし、飛ばしたり、水路をつくっているのが、数年前からございました。その中でうちの対策として、看板等の設置と見回りをする中で注意していたのですが、対策として、それ以上できない状況もありましたので、現状としましては、上の水のところを今、現状、水を止めており、下の蛇口を開ければ水は飲める状況になっておりますが、今後、その辺も含めて検討してまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

○農林商工課長（佐藤正好君） 恐れ入ります先ほど銀河農園の貸付につきまして、回答させていただきました。訂正と若干の補足をさせていただきたいと思います。

現在、銀河農園につきましては、32区画ございます。その内先ほど申しました農業残渣の管理用として、2区画をとり、実際の貸付可能戸数は30区画となっております。そのうち町外に5区画、それと町内は、先ほど12区画と申しましたが、22区画でございまして、あわせまして27区画が現在貸付を行っています。従いまして、残り貸付残が3区画の状況になってございます。

失礼いたしました。

○議長（橋本憲治君） 余湖龍三君。

○5番（余湖龍三君） ありがとうございます。3区画なので多少のものではないかという考えもあります。わかりました。

町長にお答えいただいたのですが、もう一言お答えを追加していただきたいと思うのです。その町内の道路、町道としての法制上、その道路が必要であるとの住民要望のもとに今、計画しているとお話でしたが、費用対効果という言葉はあわないと思いますが、3千万円の工事費が必要になるが、それ以上にあの北側の使用価値からいきますと無理な形で通る道路の計画は、現実的ではなく、メリッ的なものも少ない。緊急車両の時間的なことを考えても車社会の中で、歩いて通る人の利便性を考えた横断道路の段階でも十分ではないかというのが、私としての考えでございます。できましたら、現在のような幸町線の計画について、もう一度考え直していただければありがたいと思っております。それ以上に、できれば、その意味でいきますともう1本横の位置は、前にも議会に出ていた話なので、繰り返しになるのかもしれませんが、大町の小澤商事から真つすぐ、高尾電気の事務所へ通るような道路を考えると、あの公園の中に障害はなくなるのではないかということも考えますが、本当に今の段階で、そこまで必要なかどうかということに対して、今すぐではなくて結構ですが、考えを改めてくださいとは言えない、考え方を整理していただきたいと思います。一言よろしく。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 道路の整備については、町の道路網の整備計画がきちんとあり、そして、ほぼ私どもの町は大体計画どおりに進められてきており、唯一ふるさと銀河線あるいは、その前の池北線で南北に断ち切れていた部分をつないでほしいとの地域の要望を踏まえ、具体的にしている。現時点で要望がないものを町長の考えで、ここやりたいと鉛筆で線を引っ張ってやる道路は、やる気はありませんので、もし、余湖議員が地域で

本当に必要ないのかを町内会長たちも含め、必要がないとなった時は、改めて計画を中止してほしいとの地域要望をまとめていただきたい。私は、この質問の前に、会議というよりも担当職員から大町、東幸町、西幸町、元町の町内会長の役員たちも集まっていたが、銀河線が平成18年4月20日になくなり、既に5年を経過しようとしている。現段階で何が必要なのかのご意見もいただいているところですが、やめるべきという意見は、地域全体の声としては聞いておりませんので、そこは、議員が議員の立場で地域を代表する意見であれば、町内会などの地域コミュニティの意見として、集約していただきたいと願うばかりでございます。

さらに、大町線でいきますとこれは今、小澤商事の名前が出ましたから、小澤大町町内会長から、小澤商事の横を真っすぐ貫通し、北側につなぐべきではないのかとの意見を会議の中でいただいた経緯があります。

しかし、あそこは、農協の倉庫があり、しかも農協の土地であることと非常に農機具や農家のいろいろな物販を移動させる大事な道路のため、大事な土地になるので通すことにはならないとの意見も地権者からいただいておりますので、私はその点から、できませんとお話をさせていただきました。真っすぐ大町から東幸町、西幸町のほうまで果たして抜けるかどうかを相当内部検討した経緯がございまして、無理ということを先般の会議でもその意見は該当している大町町内会長も出席していたと思いますが、その意見は今の段階ではないと理解しております。

○議長（橋本憲治君） 余湖龍三君。

○5番（余湖龍三君） 町長の言うことはもっともよく分かります。今、小澤商事横の道路についても、それは以前の議会で出た話の中の結末として分かっております。

ただ、可能でしたらとの話になるかどうかは分かりませんが、今、町長が言いましたように地域の要望があるから、道路をつくらなければいけない。地域の要望がなければ、話にはならないというのは、もちろんそのとおりだと思います。地域の要望があるから、行政が考えてくれていることは、私も他のことに対して言えば、そのような場面がたくさんあったと思っています。

ただ、今、考えてほしいことは、地域の要望というのは1つあります。ただ、今、北側のこれから訓子府の顔として、つくり上げていく可能性のある土地に対して、それを活かすためには、私も人が通れる道路の価値は、十二分に必要性を感じております。ただ、車が通るほどの道路をつくってしまうとあそこの価値が逆にこれから顔として活かし、活用していくべき土地の価値が下がってしまうのではないかと危惧しているため、そのような面も考慮してほしいとの話であり、これは、二者択一とは言いませんが、まだすぐの話ではないので、それぞれで考えていただきたいということをお願いしたいと思っております。

ただ、具体的な話も出ていない中で、私は今回、一般質問させていただくことは、町である程度の計画を進めた中で、24年度以降に考えていることが分かっていますので、私自身も旧銀河線裏になる北側の活用についての提案と一緒に考えてもらえないことが根本にありますので、今回このように取り上げさせてもらっています。

時間もありますので、最後の質問という訳ではございませんが、今後の北側の利用につきまして、私なりに提言をさせていただきたい。私もはじめてのことで提言をこの場所で行って良いのか、悪いのかも分かっていないのですが、利用するにあたり、提言したいの

で、町としても考えていただきたい点を申し上げますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

私は、この一帯を訓子府町民の憩いの場所としての利用と他町村から訓子府に来てもらうための魅力の場としての利用を考えていくのが、今後の訓子府の町の発展と言ひますか、本当に先ほども言ひましたように、我が町訓子府と胸を張れるような訓子府にするための一歩だと思ひておひます。そのためには、今ある北側の土地に対して、もちろん西幸町、東幸町から中心部へ行け、本当に気軽で安心して通れる道路の設置を望むものであります。

次には、銀河公園の芝生を利用した今後のイベント等を行う。具体的に言ひますと銀河公園に接しているプラットホーム面に屋根付きのやさしいステージをつくってほしい。

そこにやさしいステージができることによって、多少の雨風の中でも今、訓子府で何かある度に活躍されています訓小金管クラブやブラバンなどの発表の場としても屋根が付いていることにより、差しさわりなくできる場面もありますし、多少の雨の中、子どもたちが遊ぶような場面としての活用も十分に活かしていけるのではないかとと思ひておひます。

それともう1つ大きなものは、ファーマーズの話が先ほども出ましたが、プラットホーム、旧駅の待合室の中で、地場産を頑張って売っていかうという動きをしていますが、その地場産品やこれから開発されるであろう地場の食品、特産品等を常設として販売できるような常設の展示即売所や何と言うのか、農産館的なもののメインとして、設置を望みたいことがあります。これにはもちろんきちんとした調理場の設置も希望した中での建物があるとと思ひておひます。その建物の中、別の建物でもいいのですが、私は今の訓子府に顔となれる地場産品以外でも、芸術、文化を発信できるような人はたくさんいると思ひます。その方々は、北見市、遠軽町など、いろいろなところで絵を書く人、写真を撮る人、その方々が個展的なものを行ったりしており、芸術、文化、訓子府の人の発信があります。そのような場所は、訓子府に限らないのですが、他町村の方でも構いませんが、訓子府にそのような施設があることにより、文化の発信ができ、芸術の鑑賞ができる場所ならではの施設設置があれば活用や他町から人が入ってくることに對しても十分な対応ができると思ひておひます。

それともう1つ大きな問題としましては、先ほど私は銀河農園についてもお聞きしていましたが、私は、スペース、さらにはもう少し大きくしてもいいと思ひうのです。やはり町の顔と言ひますか、どこから来ても、季節で楽しめるような花畑と言ひてしまえば簡単になるのですが、あの部分に、季節の彩を添えたものができ、他から来た人が見て、地元の人が行き安らぎを感じられ、いてよかった、来てよかったと思ひえるような花を中心とした施設をつくることによって、大きなものにはならないですが、必ず目玉としての存在にできる施設になると思ひておひます。あわせて、あの部分にできればと良いとの話も聞いたことがあるのですが、あの部分にまず土地がたくさんありますので、ケアハウスのようなものがつくられ、元気なお年寄りが近くに住むことによって、その花壇なりのその施設を管理してもらえる。それは、単純に言へば、管理することで小遣い稼ぎにもなりますし、健康を維持するための楽しい働き口になるということもありますので、特別ケアハウスのようなものの設置なども可能ではないかと思ひます。そのようなことをトータルした中で、この場所の整備をもとにやはり商店、企業、商工会の連帯を強め、そこが本当に思いやりある訓子

府、元気な訓子府のもととなる施設になれるように私も個人的にこれから考え努力をしていきたいと思いますが、今、訓子府町におかれましても、これからの整備にあたっての考え方として、1つの中に入れていただければ、何らかの発展があると思いますので、よろしくお願ひしたいと考えております。

以上で私のお願ひは終わりますが、今、私が提言したことにつきまして、最後に町長より何かございましたら、一言お願ひしたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 一応、提言になると答弁は出てこないと思うのですが、全体的に町長から意見があれば伺いたいと思います。いかがですか町長。

安藤義昭君。

○6番（安藤義昭君） 質問者からの提言の件ですが、提言についての対応をこれから続けて受けるのですか。受けるのであればいいと思いますが。

○議長（橋本憲治君） 提言ではなく、自分の意見を言う場所であるため、良いと思うのです。このようにしたらいかがですかと質問にさせていただくとそれは提言ではなく、自分の思っていることを質問しているので、質問形式にすると取り上げざるを得ないと思いますので、提言ではなく、やはり質問形式にすることが必要です。これは一般質問になりますので、質問形式に沿ってないものは答弁することにはなりません。

余湖龍三君。

○5番（余湖龍三君） 最初にも申し上げましたように、はじめての体験だったので、要領を得ないところがあり、不快な思いをさせてしまったので謝りたいと思います。これからはもっと勉強し、意に沿った質問をさせていただきたいと思いますので、今回は言うことを言ってしまったので、申し訳ございません。

また、今のことに対して、町長への提言に対して、意見を聞くことは諦めますので、今後とも勉強し、次に備えたいと思いますので、申し訳ございませんでした。今後ともよろしくお願ひします。終わります。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 何点か重要な話がありました。最後の提案は参考として聞かせていただきます。重要なお話をしておりますので、私自身の考えも含め、ご理解をいただきたいと思います。

1つは、町民要望は、意見がいろいろわかれている。美濃部氏の「端の理論」という理論がありますが、住民が白黒はっきりつけるまで、行政は動かない考え方です。このことが良いかどうかというのは、少々疑問を持っています。少なからず、町内を組織している町内会の自治組織等々が要請してきた中身については、真摯に受け止めなければならない。その意味で行政として、一定の考え方を住民に提案しながら、その議論を受け、現実の成果として、現実のものにしていくことは、例えば、私が4年前に町長に就任し、出てきているもので言えば、南7線であります。これの7線は、張り付いている住民の方全員と関連する地域の議員、全員の署名を私のところにぜひ急ぐべきということで要請がありました。これを無視することはできない。いろいろな経過等々含め、それは行政として、どのように受け止め、それを現実的なものにするのかを改めて提案し、議会で審議いただき、最終的な結論を出していくことが、ルールであります。私は、旧駅裏の北側の整備については、要請を受け、行政として、この数年間、いろいろな弊害があったり、避難所の

こともあったり、補助金をもらったりなど、いろいろな困難がありますので、現実のものには、まだしていませんが、改めて、今月末に開催する「まちづくり推進会議」で具体的な提案もしていきたいと思っていますし、さらにはまた、議員各位の議員協議会でも議論を付し、意見をいただいたりしながら、大勢の人に喜ばれるような施設計画、あるいは道路計画を進めていく必要があると感じているところであります。

あと2点ほど質問がありました。2分ほどしかありませんが、例えば、私たちが6次産業化するのは、私のマニフェストの中にも書いています。何とかしたい。1つは、商工会を平成20年に農業交流センターに持っていきました。次の手は何を打ったかは、そこで地場産品のじゃがいもや小麦を使ったもの、野菜ソムリエやかつての生活改良普及員たちを配置しながら、そこで何とか地元の物をつくることのできないかの努力を1年間に渡ってやってきましたし、さらには、北大のサテライトで高梨子研究員を置き、地域の中で「夢ミール」が現実的になってきましたが、そのようなものを作っていくことの努力をしてきた状況もございます。

さらには、元気まちづくり総合補助金として、50万円の補助金を出しながら、商工業の人たちの中で保存食品、冷凍食品の研究をし、それを自分たちで何か製品化することのチャレンジもしている状況が、この4年間にありましたし、私はこれからの4年間で、現実に製品化あるいは特産品として、販売できるところまで、いろいろな方たちの力を借りながらすることができるといいと思います。

しかし、これも行政主導では絶対成功しないと私は思っていますので、地域住民の人の力が必要であると思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

時間ですから終わります。

○議長（橋本憲治君） 余湖龍三君。

○5番（余湖龍三君） どうもすみませんでした。本当にいろいろ勉強になりました。今後ともよろしくお願ひします。ありがとうございました。終わります。

○議長（橋本憲治君） 5番、余湖龍三君の質問が終わりました。

ここで、午前10時45分まで休憩したいと思います。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時45分

○議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

次は、3番、工藤弘喜君の発言を許します。

3番、工藤弘喜君。

○3番（工藤弘喜君） 3番、工藤です。それでは、私の一般質問を行います。

今回は、2件の一般質問の項目がありますが、まず、はじめに、安全・安心のまちづくりについてであります。通告書に従いまして質問をしていきたいと思ひます。

3月11日に発生した東日本大震災は、未曾有の大惨事をもたらし、今なお、8万人を超える被災者の方々が不自由な避難所生活を余儀なくされています。

さらには、福島第1原発事故による放射能汚染も深刻な事態をもたらしています。

このような<sup>きんか</sup>惨禍を受け、本町の安全・安心のまちづくりについて、この度、発表された

町政執行方針とも関わって町長の見解を伺いたいと考えております。

まず、1つ目ではありますが、町長は、震災後、被災地に行き、状況を見てきたと伺っていますが、この惨事を目の当たりにし、町民の安全・安心に責任を負う立場からどのような認識を持たれたのかお伺いいたします。

2つ目です。高齢者や障がいを持った人たちなど、周囲の支えが必要な人への支援が特別に求められると考えますが、この点について、見解をお伺いいたします。

3つ目です。この間、全国的に「住民の福祉を守る」という自治体の原点を「構造改革」や「地域主権」の掛け声<sup>おびや</sup>かせてきたと私は考えております。このような姿勢で「災害から住民の命を守る」ことができるのか、町長の見解をお伺いいたします。

4つ目です。福島原発の放射能汚染事故が収束の見通しが立たず、深刻な事態が続けていますが、この点について、町長の見解を伺いたいと考えております。

以上です。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま、工藤議員から「安全・安心のまちづくり」について、4点のお尋ねがありましたので、お答えをさせていただきます。

3月11日に発生した東日本大震災は、マグニチュード9.1と日本史上最大の規模を記録し、箇所によっては高さが30mを超える大津波を伴い、加えて福島県では福島第1原子力発電所の原子力災害などが複合した未曾有の災害であり、今なお、15,429人の方の尊い生命が失われ、未だ8,146人の方が行方不明となっているところでございます。

また、住宅建物につきましては、全壊、半壊を合わせて18万7千棟が被害に遭われ、全国に避難した方が12万4千人、道内では2千人の方が避難しており、3カ月を過ぎた今も多くの方が避難所での生活を強いられています。

こうした中、私も5月の連休を利用し、釜石市や大槌町を訪れ、地震と津波により倒壊したすべての家屋、あたり一面ガレキと廃墟に化した惨状を見てまいりました。

亡くなられた大槌町長の遺体発見現場に立ちながら、行方不明の家族がいる被災者の町職員が、住民の生活を守るため奮闘している姿を目にし、本町に顧みて自治体職員こそが住民の暮らしを守り、励まし続ける最前線の仕事であることを再度確認したところであり、5月下旬には管内で被災地域を支援する「オホーツク絆プロジェクト」の一員として募集に応じてくれた1名の若手職員が被災地の応援に参加し、自治体職員が入っていない避難所や被害の大きさを自分の目で確かめてくれたことなどは、職員の危機意識を向上させる上からも将来の大きな財産となると期待しているところであります。

また、町長としては、住民の生命、財産を守る責任の重大さを自覚しながら決意を新たにしていまいりました。

次に、2点目の「高齢者や障がいを持った人たちへの特別な支援」についてでございますが、過去に発生した豪雨、土石流災害などでは、高齢者や障がいを持った方たちいわゆる「災害時要援護者」の多くの方が犠牲となられており、全国的にも災害時要援護者の災害時避難対策の推進が課題となっております。

本町では、昨年4月に「訓子府町災害時要援護者避難支援計画」を策定し、民生委員の方の協力の中、「高齢者緊急医療情報キットケース配布事業」と連携しながら台帳整備を進

め、現在44名の登録をしているところであり、さらに啓蒙、普及に努めてまいります。

また、本年度は「高齢者・障がい者等地域見守りシステム構築」に併せ、地域の方々のご協力を得ながら「災害時要援護者個別計画」の策定に着手するところでございます。

いずれにいたしましても、過去の大災害時の教訓である自助、公助を促しながらより実効性のあるシステムとしてまいりますのでご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、3点目の「国の「構造改革」「地域主権」の掛け声で「住民の福祉」を守る原点を脅かされてきた自治体に「住民の生命を守る」ことができるのか」とのお尋ねであります。が、地方分権につきましては、行政改革推進審議会の議論、答申を受け平成5年に「地方分権の推進に関する決議」が両院で採択され、地方分権改革推進委員会の議論や数次にわたる地方制度調査会の答申などから、平成16年には合併関連3法が成立したところであり、その後各地での市町村合併が推進され全国3,231自治体が現在では1,804自治体となり、未だに様々な論議をよんでいることも事実であります。

この間、平成14年から政府は「経済財政諮問会議」を司令塔に「骨太の方針」を掲げ、国庫補助負担金の削減、地方交付税の削減、地方への税源移譲の三位一体改革を断行し、郵政民営化、特殊法人改革や医療制度改革などが進められ、政権交代後は地域主権改革と名称を変え、昨年6月に地域主権戦略大綱、本年5月には義務付け、枠付けの見直しの一括改正と条例制定権の拡大を内容とする「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第1次一括法）が成立したところでございます。

地方分権、地域主権いずれも「住民に身近な行政は、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができる」ための改革として、明治時代から続く中央集権から地域主権に変革していくものであり、私が一貫して申し上げている「町民の皆さまが町政の主役である」とことと相通じる理念ではありますが、国の財政支出削減を目的とし、経済理論を持ち込み効率性のみを地方自治を押し付けることや、地域の将来グランドデザインを協議しないなど地域の声が届かない姿勢にあり、そういう意味からは議員のおっしゃられることも理解することができます。

ただし、様々な制度改革や改正の議論が行われている中、国の責任を明確化し、地域課題解決に向けた制度改革になるよう積極的に地域の声を国、北海道に届け「住民の福祉を守る」ため地域、職員一丸となって取り組む所存でございますのでご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、4点目の福島原子力発電所の放射能汚染事故の関係でございますが、今回の事故については、マスコミなどを通じ様々な論評がございますので専門的なことはお任せしますが、エネルギー政策は国の責任において実施すべきものであります。世界的にはイタリアの国民投票、ドイツ、スイスの宣言などの「脱原子力発電」の流れと米国やフランスなどの原子力発電依存の流れがある中で、国は日本の発電エネルギーへの明確なビジョンを提示する必要があると考えています。

現在の日本国内は20%を超える電力を原子力発電に依存している状況にあり、すべての原子力発電所を停止することなどは非現実的な感がありますが、国、電力会社の安全性を確保した安心できる情報公開が必要であり、原子力発電所の安全性が全国的に注目され

る中で、北海道電力は泊原子力発電所3号機の拙速<sup>まっそく</sup>な運転開始を表明するなど、不安を感じるところであります。

また、将来のエネルギー政策につきましても、国は再生可能な自然エネルギーの利用技術を確立するとともに普及に向けた支援などを充実させることが必要と考えているところでございます。

以上「安全・安心のまちづくりについて」ご質問のありました4点についてお答えいたしましたので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

○3番（工藤弘喜君） それでは、これから若干再質問をしていきたいのですが、私の質問に関わりまして今回の議会で、この安全・安心の問題、特に、大震災を含め関連される質問が、もう既に昨日の時点でもありますし、また、これからもいわゆるハザードマップも含め、関連するところが結構出てきたと思っていますので、それを避けながら、どこまで避けられるかわかりませんが、質問をしていきたいと考えています。

まず、はじめに、町長にお伺いしたいことではありますが、先ほど、被災地に行かれて、そこでいわゆる公務労働、公共サービスに携わる役場職員、自治体職員の使命、役割についての再認識のお話がされた訳ではありますが、まさに自治体、自治体職員にとって、このように町民なり国民が未曾有の惨事にあつた時、やはり住民奉仕の立場に立たなければいけない自治体職員としてのつらさ、大変さはありますが、やはりそこが一番町民にとって、あるいはそこに住む住民にとって、心の支えなり、寄りどころになっていると改めて、町長の今のお話を聞きながら、さらには、私も向こうに行つて、ボランティアあるいは福島原発の牧草を運びに行っている人たちの話を直接聞く中でも本当に一番そこで頑張っているのは、自治体職員というのを聞かされています。やはりその意味で、ぜひ、皆さん方にもその立場でこれからも頑張りたいと思います。

そのことも含めてとらえまして、まず、町長に1点お伺いしたいのですが、災害に強いまちづくりというものについて、いわゆる災害に強いまちというのは、町長がどのようにとらえられているのか。どのようなことを指して災害に強いまちづくりとお考えになっているのかお聞きしたいと思います。

確かに、災害に強いまちづくりということになりますと1つはやはり、学校などの公共施設、あるいは住宅含めて耐震化の問題、あるいはこの訓子府でいきますと堤防の強化の問題等々、いわゆるハード面での対策は当然打たなければいけませんし、必要なことになってくると思います。

しかし、同時に大事となつてくることとして、私が思うのは、普段からさまざまな各種の福祉政策や子育て支援政策も含め、住民の福祉と暮らしを守ることといわゆる災害から住民の命を守るといふ自治体の責務、これは一体のものではないのかと私は思っているところではあります。

その立場からしまして、自然災害は、確かに現在の科学の到達点からしまして、なかなか防ぎようのないのも事実ではありますが、しかし、起きてしまった災害を二次災害あるいは三次災害といわれるような人災というものにもつていかない、最小限の被害に食い止める、この役割を負うのは、やはり自治体の役目ではないかと先ほどの町長の答弁にもありましたが、やはりそのように私は考えているところではあります。そのような日頃の施策

あるいはまちづくりの観点が、本当に防災あるいは災害に強いまちにつながっていくのではないかというのが私の考えであります、この点について、町長はどのように考えておられるのかお伺いをしたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 私は昨日も町政執行方針でも申し上げましたが、最高法規である憲法を町政の基本に据えたいとお話をさせていただきました。そのことは、主権在民であり、基本的人権の尊重は、いかなる人の差別や弱者が生活できないような仕組みであってはならない。それは、ある意味で、憲法のうたっている生存権をきちんと一線で保障していくのが、地方自治の本旨であると思っておりますので、日常的なまちづくり、行政は、ある意味では、災害に強いまちづくりに連動するものと考えているところでございます。

昨日も申し上げましたが、1つは、ハード事業の整備はもちろんでございますし、何よりも地域資源、自然や風土、歴史などのものが一体どうなっているのか、あるいは、景観や森林の状況等々も含め、総体として町をどのように把握していくのかも自治体職員の役割等でもございますが、まず、1つは、ハードであり、そして、また1つは、住民自身の役割と行政の役割を連動させながら、町が総体的に災害に強い、安心、安全のまちをつくっていくと私は考えるところでございます。いずれの災害につきましても、特に、私が住んでいるこの町においても、今回の東日本大震災はともすると門外漢もんがいかんと言いましょいか、災害に遭ってみなければ、やはりわからない部分があります。これはいかんともしがたい事実です。まさかうちの町に津波は来ない、まさか常呂川の堤防が決壊することはないというのは、一般的には前提でありますから、しかも、ここで気を付けなければならないのは、町の職員も被害者なのであります。あそこにいる自衛隊員も警察官も皆、被害者でありながら、そして、1人の住民なのであります。

しかし、そこを乗り越え、公務労働は、我が家族の安全よりもまずは第一義的に住民の安心、安全のために体を張る、時には命をかけるのは、大事なことであります、ある種、その点では、全体の奉仕者というのは、非常に崇高な意味を持っていると思えてならないのであります。

○議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

○3番（工藤弘喜君） いわゆる本当にそのようなことでありますが、本町の場合、もっと具体的に質問したいのですが、そのことを機能的に、あるいは役割分担も含めまして、やはりどう具体的に考えていくのか。進めていくのかがやはり問題になってくると思っております。その時に私なりの考え方でいきますと特に本町の場合は、防災も含め、その安全で安心の町をどのようにつくるかの基本になっていく大きな役割を發揮するのが、やはり町内会、実践会の組織がどのように機能していくのか、意識も含めて非常に大切になっていかないのか。本町のやはりこれは大きな要を成す部分になってくるのではないのかというのが私の思いであります。確かに全国的に見ても、この防災に関しては、改めて防災に必要なコミュニティをどのようにつくっていくかが、今、大きな議論として、特に、都市部では行っていますが、あえて、そのためのコミュニティをつくらなくても、本町においては、歴史的に見ても町内会あるいは実践会を含めて、綿々として築いてきたものがある訳でありますから、それをこれからの若い人たちに、なぜ私がこれを

言うのかというのは、やはり世代が変わってきているという問題があるからであります。やはり、若い人たちに向けて、この防災意識もありますが、安全、安心のまちづくり、そして誰もが安心して住み続けられる町に対する意識改革をやはりどこかでというよりも、これを契機にと言ったら本当に失礼になるかもしれませんが、やはり進めていく必要もあるのではないかというのが、私の考えであります。まず、これが1点です。

次に、もう1つは、役場そのものが、町民から遠い存在になつては、やはり災害に強い町にも、あるいは安心して暮らせる町、町長はこれはマニフェストの中にも、執行方針の中にも出ていますが、福祉優先の町もやはりない訳であります。そのことも含めて考えると地域担当職員のことになります。この役割が、やはり、急展開をしながらすべて100%、120%よしとするというのは、なかなか難しい訳であります。やはり極めてこの制度は大事にしながら、より地域の課題解決も含め、この担当職員制度を機能してほしいという思いであります。この2つに関わって、町長はどのようにお考えでいるのかお聞きしたいのですが、先ほど、本町の災害の中身というのか、どのような災害が予想されるかの問題であります。確かに、津波など、今回のような大惨事は、やはりなかなか考えられないのが実態ではあります。そのことがある意味、災害ともいえるのかもしれませんが。町民の中でも、特に、高齢者の方々が冬場の除排雪の問題、雪捨て、あるいは屋根の雪下ろし、この関係もある意味、私たちにとっては1つの災害に近いものがあるのだと思います。私たちの自力ではどうにもならないものもありますので、何とかそれも含めた解決の方法が、ないかというのが私のところにも届いていますが、そのこともある意味、安全、安心のいわゆる災害に強い町として、絡み合わせて考えていく必要もあるのではないかと。それをどういった形で進めていくのかということ考えた時には、先ほど言いましたように実践会、町内会、あるいは地域担当制も含めた議論の中で総合的に進めていかざるを得ない。また、進めていくことがベストではないかと思っております。この辺についての町長の考え方を聞かせていただきたいと思っております。

○議長（橋本憲治君） 副町長。

○副町長（佐藤明美君） 今、災害に対して、大きなものから小さいものまでという部分でございますが、1つ前段に確認の意味で言っておきたいのですが、今回の東日本大震災の複合的な災害、津波の部分があつて、それが本町に現実的にぴったり当てはまるということにはならないのではないかと感じは現実的にしています。なぜそれを言うかといいますと今、町で想定されるもので、まず、1つは、地震は、どこで起きるかわかりませんが、直下型の地震は想定されると思います。そして、日常茶飯事とは言いませんが、例年、毎年のように水害が出ている部分で、それが複合的に今回、津波の部分が東日本大震災であった訳ですが、うちの場合はやはり、水の部分と地震の部分に分けて考えなければならない。

ただ、今回のような大きい災害になった場合について、全体をハードも含めて、町ができる範囲というのは限られてくる。このように大きな場合。防災計画についても国、道、うちの町の計画は連動している部分でございますので、少なくとも道の計画、開発で行っている整備計画などがそこまでのことを想定していないというのが現実的にある。例えば、河川の堤防ですとそこまで想定されていないですから、今後、そのことも含めて想定していく状態になれば、根本的にハードの計画を直していかなければならないことが出て

くる。当然、うちの畑の部分の整備関係で排水路が下の方でのみきれないということも当然、関係してきますし、今の時点では、それらの想定がない中での計画が進められていることが1つである。いずれにしてもそれらが破られるような状態になれば、当然、訓子府町だけではもう整備できないような状況になりますと当然自衛隊、国、道などが入らなければならないような状況になるため、ただ、現実的に今のようなことを災害の中で行っていくかの部分になれば、今までの経験と言いますか、起きた災害を踏まえて、その範囲、さらにそれを少しふくらませた範囲と言いますか、その分での想定しかされていない。当然、100%ということは無理ですから、備蓄資材などにしてもその程度の話であり、当然、金もからむこともございますし、そしてもう1つは、ハード的にはそのことを想定的に考え直さなければならないのが、国、道、町としてもあり得る部分です。

それとソフト的な部分でいけば、今、自治会のお話も出ましたが、先ほどの排雪や雪、雨などは当然、急ぐ場合については、近所の連携などのコミュニティの関係としては、大きな働きの中で、ウェイトを占めてくる。当然、役場の職員、消防にしてもたかだか100、200の人数ですから、それらでは小さな町と言えども回りきれないのが状態でありますので、それは頼らざるを得ない。去年の例えば防災訓練を公民館駐車場で行ったと思うのですが、その参加者として、東幸町と末広町の方の参加をいただきましたが、ああいうことも徐々にうちの防災の担当でも町内会の理解を得ながら進めていく。とりあえず災害に遭ったら避難するという想定を意識付けと言いますか、そのことを自治会ごとに行っていかなければならないということは当然考えておりますが、それに対して、今、町民の意識がそのようになっていない。ただ、チャンスとしては、今これだけ大きな災害があり、助かった東北地域もある訳ですから、その意味でいけば、普及、啓蒙、啓発と言いますか、その部分ではいいチャンスと思えますし、町内会、コミュニティも含めて、当然、自分たちも自覚していくことが必要と思えますが、そのことについては、進めていくことをしなければならぬかなと考えています。

それと災害のことで先ほど河端議員からもございましたが、とにかく100%町としては、カバーすることや予期して守ることはできませんが、少なくとも現実的なもので、少しずつでもそれに備え対処できるようなことは、町民と職員も全体として考えていかなければならない部分と思っています。ただ、あと住民の方、職員が災害に遭った時、どのような体制をとっているかは、確かにご指摘のとおりわからない部分はあるかと思えます。議員の皆さんは知っている方もいると思えますが、体制的に、少し雨が降ったら、班編成を組んでおりますので、町内の監視に行く。もちろんこれはソフトというよりハード的なものですが、それとソフトとの連動は今のところされておりませんが、昨日ですが、河端議員からありましたシステムの構築を今行っている最中ですが、できればそのようなものも活用できるような形として、少しでも多少の力になればというような部分での対応しかできないかとは思っていますが、そのような状況ですので、100%全部とは、なかなか難しい状況ではありますが、工藤議員の言うように、それは少しずつでも、歩みが遅くとも進めていかなければならないと思っております。

○議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

○3番（工藤弘喜君） 答弁の中で言われることは、十分わかる訳ではありますが、ここで言いたいのは、やはり災害に遭った時にどのような対応をするかということで、マニュアル

局的なことだけではなく、やはり何もない時、平時の時からどのような心構えでまちづくりに参加するのか。まちをどのようにつくっていくのかというところが、いざとなった時には、災害で受ける被害も町民の苦しみなのです。その苦しみがどのように軽減されるかというところに結びついていくものではないかというのが質問の趣旨であります。つまり、町長や役場職員の役割として、私が思うのは、これは議員も同じだとは思いますが、何かあった時に町民同士がどのように助け合っていくのか、支え合っていくのか、そのような思いにさせるように持っていく、さまざまな福祉施策やあるいは協働のまちづくりに対する思いをどのように共有していくかというところにさせるのが、町長の仕事であり、役場職員の仕事ではないかと言いたいところでもあります。そのようなことがやはり欠けてくるとなかなか先ほど前段に町長が言われたその住民奉仕の部分で奉仕者となる部分も含めて、いざとなった時にやはり慌てふためくことにもなりかねないことになるということでもありまして、その意味をもって先ほどから質問しているところでもあります。

その次に関連しますので、高齢者や障がいを持った人たちなど周囲の支えが必要な人の支援、この関係になりますが、このことで、昨日も河端議員の質問の中でもキットの問題やあるいは支援しないとイケない人たちのことが出ていましたが、私はちょっと変えて、福祉避難所の問題でちょっとお聞きしたいと思います。この福祉避難所のことに関しましては、これは今、災害の中で、いわゆる災害弱者といわれる方たちが二次災害、三次災害が避難所で起きている問題がよく言われておりますが、これについて、北海道あるいは訓子府はどのように考えているのかと思って、私なりに調べていますと全道的にみて、この福祉避難所を設置している町村が全道的には23市町村しかないのです。その中で個所数でいけば89カ所になっています。そして、調べていく中に訓子府は避難所を持っている形になっているのでありますが、このことについて、お聞きしたいのでありますが、この管内オホーツク総合振興局の中では、北見市と訓子府町と西興部村が福祉避難所を設置していることになっています。設置がカ所数でいえば訓子府は1カ所なのですが、この福祉避難所は今の状況では、どのようになっているかについて、ご説明をいただきたいのでありますが、まず、そこをよろしくお願いします。

○議長（橋本憲治君） 総務課業務監。

○総務課業務監（伊田 彰君） 指定福祉避難所の関係のご質問をいただきました。まず、指定の月日なのですが、先ほど町長の答弁にもございましたが、平成22年4月に訓子府町災害時要援護者避難支援計画、これは全体計画なのですが、この部分を策定した際に、うちの庁舎の一部であり、総合福祉センターうららの多目的ホールを主体として、避難所として指定をしてございます。うららにつきましては、特に、要支援者、要援護者の方々は非常に体の部分などもございますし、その意味では、すぐ隣に福祉保健課がございまして、その対応も一定程度可能になるという部分もございまして、あわせて先ほどの質問の中で、東北になりますが、避難所での二次災害、三次災害等々あるということもございまして、当面、指定した時期がそのような時期ではなかったということもございまして、一応、現段階の収容人員については、1人5㎡ですから1坪半ぐらいを基準にいたしまして、110人として、一般的な先進地等々の指定の要件がそのような状況だったこともあり、先ほど答弁いたしました、現段階では44名ということですので、その意味では、まだすべての登録は、終了していないことでもありますので、今後、人数的なものにマ

ッチするような形も含め、さらに指定をしてまいりたいと考えてございますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

○3番（工藤弘喜君） いわゆる対象者は、ここで110名が収容できるということになっているのですが、この分について、例えば、この福祉避難所の役割として、非常に大きいと思うのですが、例えば、一般的には、防災訓練などは、昨年先ほど出たように行っていますが、例えば、この福祉避難所に該当になる方たちは、やはり高齢者や障がいをもっている方、あるいは認知症をもっておられる方など、さまざまな方であり、あるいはそのほかの病気を持たれている方など、一般の避難所では大変な思いをする人たちがここで避難することになると特別な手立ても必要になってくると思うのでありますが、この辺についての具体的な運営、あるいは整備も含めた検討は、これからと考えてよろしいのでしょうか。

やはり、これからのことを考えますとあつてはいけないのですが、そのような方々に対する訓練といひますか、周知も含めて、必要になるのか、ならないのかもありますが、安心をしてもらうためにも必要になるのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（橋本憲治君） 総務課業務監。

○総務課業務監（伊田 彰君） 今、対象者も含めた中のご質問をいただきました。まず、本町の全体計画の中の対象者の範囲としては、まず、1つ目が、要介護3以上の者、2つ目が、身体障害者手帳1、2級で、下肢不自由、視覚及び聴覚の者、3番目に療育手帳Aの者、4番目に精神障害者保健福祉手帳1級の者、5番目に高齢者等で上記に準ずる状態の者、あわせて施設入所者や乳幼児については、当該施設の職員または父母の保護者が存在しているため、対象者から除くものとする。という一応規定は設けてございます。質問の中でございました先ほどから言われているマニュアル的な部分なのですが、なにぶん昨年の実質でいきますと高齢者の緊急情報キットの部分で配付と同時に進めてございまして、実質は7月か8月ぐらいから台帳整備を進めていたこともございまして、現在のところについては、環境的に保健師等々の部分が近いということもあつて、生活補助員など、いろいろな国で定めている配置はございますが、そのような部分について、現在のところはまだ進めてございませぬ。周知や訓練の部分なのですが、現段階では、まだ少し整備途中で、対象者等の方等にも周知はしてございませぬ。今後につきましては、非常に訓練は、昨年行ったような大きな訓練の中では、どうしてもそのような援護が必要な方を避難させることが非常になかなか難しい部分がございますので、その部分からいきますともう少し、枠を狭め、先ほど議員からもご提言ありましたが、自治会などの枠の中で行う。当然、自治会である町内会、実践会の協力を得ながら進めるよう検討してまいりたいと思ひます。

○議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

○3番（工藤弘喜君） ぜひ、その方たちの家族も含め、やはりこのようなことも用意していますということをやはり事前にさまざまな、おそらく、その方たちも含めて、さまざまな町の施策の中で、それぞれが把握されていると思ひますので、その中に、この防災、安全、安心も含めた説明も十分されていたほうがいいと思ひます。そのこともぜひお願いしたいと思ひます。

時間もありませんので、次の質問に入っていきますが、構造改革や地域主権の問題で、果たしてそのようなことが続くことによって、安全、安心のまちづくりがどのようになるのかということではありますが、若干思い切っで見方を変えまして、先ほど、最初の一答目の町長の答弁もそのとおりでありますので、十分ご理解されていることも踏まえながら、別な角度から質問していきたいのでありますが、いわゆる構造改革や地域主権は、特に、福祉政策を含めて後退はしてきている訳であります。それがなぜ問題かは、福祉政策そのものも問題であります、やはり底流には、すべて自己責任で生きてくれ。生きるのは自己責任であることがやはり非常に根底へ流れているところに大きな問題があるのではないかとの思いがいたします。そのようなものは、やはり皆が支え合い、助け合ったり、あるいは本来は、もっともって公共のサービスとして、いわゆる自治体が果たさなければいけないことを削減されており、特に、自己責任の名で削られることによって、そこに住む人たちが大変になることは、避けていかなければいけない。この点が1つであります。

それともう1つ言いたいのは、その町が、この構造改革などの、いわゆる何ていうのですが、心中主義的な、自己責任ですするというのか、もっと言いますと経済成長戦略的なものがあり、今も言われ、これまでも言われていましたT P Pの問題、その町の地域産業がどうなるかという問題、自分たちの安全、安心がどのように結びついていくのかも行政としては、ぜひ考えていただきたいという思いです。これはなぜかという1つには、時間もありませんが、端的にいいますとこの町にもやはり中小の土木建築業者の方もおり、そこで仕事をされています。そこで、いわゆる暮らしや地域の社会を支える大きく大事なインフラであり、本町にとっては、社会基盤としてとらえていくことが必要ではないかと思っているからであります。これが例えば、経済成長戦略のような、あるいは構造改革のような流れの中で、どんどん削られていくといわゆる地方が疲弊することによって、そのことが失われていくことになった時、例えばこの町でも本来は重機を持っている業者など、もっともってたくさんの業者の方たちが頑張ってもらうことによって、すぐ復興できることがだめになってしまうことだけは避けていかなければいけない。そのこともT P P、あるいはE P A、F T Aも含め、そのような問題もはらんでいるところは私は思っている訳であります、この点について、町長はどのように考えておられるかお聞きしたいと思えます。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 長くなりそうなのですが、先ほどの質問も含め、T P Pの問題に関連して中小関連や地元の土木建設業者等々の関連がある。そのこと自体が町の安心、安全には必要不可欠といいたいまいしょうか、非常に重大な関連性をもっていることについては、全く否定するものでございませぬし、全くそのとおりと考えております。先ほどの質問も含めて答えさせていただきますが、飯館村の菅野村長の話は、後で福島原発の話が出る時にお話させていただこうと思っておりましたが、お互い様のやはり思想が大事である。都市と農村、それから行政と住民、このお互い様というのは、責任を分担してお互いがすべきことをきちんとやるかということ、きちんとしていけないと災害になった時にはできない。住民の命を守ることはできないことがありますので、これは、昨日も冒頭、河端議員にも申し上げましたが、この東日本大震災、この5年、10年を契機にしながら、ど

れだけ完全なものといいたいでしょうか、100%はあり得ませんが、我々がつくっていくのか、行っていくかは、皆の知恵と力で実現することにより現実的なものにしていくことが私は大事であると思っています。いずれ、今、見守りシステムやキットやいろいろな状況で地域の民生委員や町内会長や実践会長が来た時、私は1回、総合訓練を行わなければならないと思っています。例えばマグニチュード9.0の地震が発生した。全部が倒壊した。役場も倒壊した。学校なども倒壊した時にどのように動くのかも含め、これはあくまでも頭脳演習になりますが、それにより地域の自分の隣のおばさんたちを役場職員だけではなくて、地域の人がどのようにするのかを含め、いずれかの機会に行っていかなければならないと思っています。

しかし、今の段階でそれは難しい。1つ1つ、私は昨日学校の話もしましたが、例えば、今回の避難場所に行ってみてもみて、女性であっても着替える場所に扉もないような状況です。トイレも本当に大変です。そのような点からも、全く人権無視ですし、それでいいのかといわれれば駄目という話なのですが、うちがもし学校が被災した時、電気がつかない場合も、発電機があるのかと言われた時にはないので何をやっているのかという話には、今の段階ではいかないでしょう。

しかしこれは、今までの私たちのような考え方だけでは済まない。そのためにこの1、2年間というのは、今懸命に少しずつ少しずつ前進し、確かなものに向けて行っていることをまず一緒になってつくっていかなければならないことを理解いただかなければいけない。

それから、大槌町に行ってみたのですが、3分の1の役場職員が死んでいるのです。そして、東北地方は、特にですが、行政改革の中で職員の数をがんがん減らしてきているのです。これは行財政だけの問題でいくと職員は少ないほうがいいです。訓子府は50人でもいい。福島県で例えば合併せずに自立宣言をした町では、トイレ掃除から多くのことを全部職員がやる。そして、できるだけ職員の数を少なくして財政上は豊かにしていくという考え方は、それはそれで1つの理屈としては、通っているのですが、本当にそれでいいのかの疑問もあります。そこで働いている雇用の問題をどうするのか。職員が、何千人の町の職員の命など暮らしをきちんと支えることができるかを考えていくとやはり総合的な議論を行政改革もやはり住民の福祉や命や暮らしを守ることを優先にすると一体何人が必要になるのかもあわせながら、議論していかなければならないと私自身は考えておりますので、ここは、さらに、今の95名の職員の数がどうなのかという問題はありますが、やはりこれからの問題として、職員を一定程度のところの行政改革が必要だが、やはり必要以上に減らしてはならない。財政の問題だけで議論はできないことを分かっていたかなければならないことだと私は思っていますので、単純に小泉内閣が行ってきた三位一体改革が一方的な批判はできませんが、しかし、やはりもう1つの弊害として、私は町村長として、国が国民の暮らしを守る以上に最前線の町村長、町長が住民に責任を持つ。この中で何をなすべきなのかを具体的にやはり行っていかなければならないのではないのか。過去のように120人以上職員がおり、そして、地域にどんどん出られた状態と今は本当に役場の仕組みが変わってきています。皆パソコンに向かわなければ仕事が進まない状況です。それだけではダメであるとの考えにより地域担当制度をしきました。何でそこまでやらなければいけないのかと職員の葛藤もあったと思います。

しかし、私はカウンターにいただけではダメであり、現場に出向きなさい。今年からは町長も自ら老人クラブに行ったり、独り暮らしのところに出かけることにしていますが、やはり少しずつ、職員も変わってきていますし、課題解決に向け、現場主義がものすごく大事なのではないかと感じてきています。災害を見ているとおわかりになりますが、今回の降雹<sup>こうひょう</sup>は、職員で座っている者はいないのです。現場に出て行き、ブルなどの重機を持って行くことを段々テンポが早くなっている。それでもまだやらなければいけないことがたくさんある。これをやはりきちんとしていかなければいけないのではないかと感じています。

それから長くなりますが、もう1点だけ言いますが、例えば、意識と災害に対する住民の啓蒙活動をどのようにするのか。そのために例えば、まちづくり推進会議を議会と我々の関係だけではなく、町内会長、実践会長だけではなく、現実的、全町的な課題を議論するまちづくり推進会議の必要性を訴えてきましたので、これは行っていきたい。

ただ、もう1つ、若者をどのように育成するのか。これは行政だけの仕事でしょうか。これは地域コミュニティの中で、我々が社会教育やあるいはいろいろな行政を通じて、意識が変わっていきいている若者を変えていくことは、行政として、おおへいなことではできないと思っておりますから、むしろ逆に地域の中、地域の隣りのお父さん、お母さんが、ある意味では、若妻会、婦人会などの縦割り時代の中で、変わってきた状態をもう1回地域のコミュニティとして、若者を育てていく意識をもっと強くしていくことも私は必要なのではないかと思っていますので、実践会長会議の中では、絶えず、私たちは10cm以上の雪が積もったら除雪し、家の前近くまで除雪をしています。しかし、それでも手が届かないところは、何とか実践会長の力によって、地域の中で議論をし、トラクターを動かしてほしいと提案しています。これが通っているかどうかはわかりませんが、行政に要請することはもちろん大事です。しかし、地域の中での世論をつくり、そして一緒に行くことをどのように組織化していくかが今すごく大事であると私自身は思っておりますので、これ以上言うと時間がなくなりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

○3番（工藤弘喜君） それでは、次の質問に入っていきたいのですが、原発のことについては、第一答目で答えをいただいていますので、よろしいと思います。

次の件名になりますが、農産加工室の充実へ向けての考えについてであります。

町政執行方針にある「農業や商工業を発展させ『元気な町』をつくります。」に関わりまして、農業交流センターにある農産加工室の充実へ向けた考えを伺いたいと思います。

まず1つ目ですが、平成20年度から22年度までの過去3年間の農産加工室の利用状況とその成果について、お伺いいたします。

続いて2つ目ですが、本町の農業は、畑作、野菜だけではなく、酪農、畜産も主要な柱となっているところであります。現在の加工室は残念ながら乳製品の加工に対しては整備されていない状況にあります。この点について、今後の考えをお伺いいたします。

以上です。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「農産加工室の充実に向けた考え」について、2点のお尋ねをいただきましたのでお答えいたします。

まず、1点目の「農産加工室における過去3年間の利用状況と成果」についてであります。平成20年度の利用者は、228グループ、1,328人、一カ月当たりには19グループ、111人となっております。

平成21年度では、177グループ、1,042人、一カ月当たりには15グループ、87人となっております。

平成22年度につきましては、197グループ、1,173人、一カ月当たりでは16グループ、98人となっております。

施設の設置目的から考えますと、これだけ多くの方のご利用いただいていること自体が大きな成果であると考えておりますが、このほかに、昨年度から地産地消による加工品の製造・販売の取り組みや北大訓子府サテライトとの連携による新たな食品加工の検討なども進められてきておりますので、そうした意味では、想定以上の成果が表れつつあるものと考えております。

次に、2点目の「乳製品の加工に対する考え」についてであります。現在ある機械での酪農・畜産品の加工として、アイスクリームが製造できるだけとなっております。

乳製品の加工につきましては、本年2月号の広報に折込みした夜間町長室の記事の中でもご紹介しましたが、種々検討を進めている酪農団体のグループからも、施設充実の要望を受けたところであります。

しかしながら、想定されるチーズ・バター、ハム、ソーセージなどの加工設備を現在の農産加工室に導入することはスペース的に困難であると考えております。

また、先ほど説明しましたとおり農産加工室の利用度が非常に高い現状を考えますと特定のグループに施設を長期間占有させることにはなりませんので、こうした本格的な操業を前提とするものについては、別途、専用の施設が必要になるものと考えております。

近年の不安定で厳しい農業情勢を考えますと酪農・畜産をはじめ、農産物を加工し販売する、いわゆる6次産業化の取り組みには、強い関心をもっておりますので、今後、事業化を検討されている方々の相談にのりながら、その動向によっては、積極的に支援をしたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

○3番（工藤弘喜君） この関係につきましては、実は、酪農振興会の方からもお話のあったところでありますし、また、それ以外の方からも何とか乳製品、特に、アイスもそうなのですが、チーズ、あるいはバターなども含め、それをもってすぐ商品化し、大規模にやることまではまだいかない。いわゆるその前段の前段がほしいので、何とかならないかとのお話なのです。これについては、特に、酪農振興会と思うのですが、振興会の方々がアンケートをされているのです。その結果をぜひ使ってほしいということで持ってきていただいたりしているのです。その中であっても、今、52戸の酪農関係の方と酪農家も含め、その中で65%の回答を得た中で牛乳、乳製品の製造販売についての考えのところのアンケートの中身では、非常にこれは農林商工課の方もご存じとは思いますが、非常に高い率で乳製品等の加工、製造販売に興味があり、要件が整備されれば行ってみたいとの回答が50%の方が今思っている。これも酪農振興会の中でもさまざまな議論はあるが、やはり将来的に見て、特に婦人、女性も含め、特に若い婦人の方たちが何とか行ってみたい。自分たちのところで絞った牛乳を何とか還元していきたいという思いも非常に強

くなっていることがあります。ただ、気を付けなければというのか、進み方として配慮してほしいといわれているのは、JAきたみらいとしても置戸町の生産者による牛乳を使いながら食育として、去年も行っていますが、今年は去年の3倍になる3tぐらいの牛乳を使って置戸町と訓子府町の学校給食、あるいは温根湯温泉のホテルなどでも何とかしたいとの動きが、きたみらいとして、お金も人も使いながら行なおうとしているので、決してそこに我々が反抗、反対して独自に行うということではないのをしっかりとらえてほしいとのことです。それは協力しながらするけれども、やはりそれ以上に地元で私たちが一生懸命絞った牛乳を何とかしたい思い。これをわかっていたいただきたいということと本格的な施設投資も含めてすることになるとやはり相当、誰がそれをどうしていくのか非常に大変な問題も出てきますので、ぜひ、この加工室の充実、新たに設けるかどうかも含め、役場といわゆる担当も含め、話し合いながら進めていきたいのが希望なのです。その意味でぜひ、昨日、一昨日もこの関係も含め、夜に集まっているらしいのですが、そのような前向きな形で、ぜひ町としても取り組んでいただきたいという思いでいるところがあります。特に、加工室の充実、乳製品ができる研究もできることにもなり、それについては、総合計画の中で、もきちんと組み込んだ中で、そのような団体も含め、あるいは個人も含めて話し合いながら進めていってほしいとの思いであります。この点について、今一度、お答えをいただきたいと思っております。

○議長（橋本憲治君） 2分しかありません。

町長。

○町長（菊池一春君） 酪農振興会を中心として、毎年1回、夜間町長室に役員で来ております。その中で今、工藤議員が言われたような問題、付加価値をつけたい。ただ絞るだけではなくて加工もしたい。そのような声が生産者の中にあるという声も聞かさせていただいていますし、酪農生産者の中で訓子府町の酪農の未来を考える会が組織化されたようでもありますから、その中に私どもの農林商工課長も加入しております。これは先ほど余湖議員からも後利用といいましょうか、旧鉄道北側の利用等も含めたいろいろな構想など、それぞれがいろいろな思いもありますので、私自身の政策で6次産業化の話を書いてございますので、住民の中での議論、責任、提案が熟成するように私どもも力を貸し、一緒に考えていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

○議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

○3番（工藤弘喜君） 以上をもちまして、私の一般質問を終わります。

○議長（橋本憲治君） 3番、工藤弘喜君の質問が終わりました。

ここで、昼食のため休憩いたしたいと思います。

午後1時から行いますので、ご参集をお願いいたします。

休憩 午前11時46分

再開 午後 1時00分

○議長（橋本憲治君） それでは定刻になりました。

休憩を解き、会議を継続いたします。

次は、7番、小林一甫君の発言を許します。

7番、小林一甫君。

○7番（小林一甫君） 7番、小林です。通告に従いまして一般質問をいたします。

まず、町政執行方針についてお伺いをいたしたい。

2期目は1期目の公約を熟成させ、2期目の新たな政策として、「町民にやさしいまちづくり」を目指していくため「訓子府の元気、新しい『7つの約束』」を掲げ町政の運営にあたっていくとの決意であります。柱の根幹にある考え方についてお伺いをいたしたい。

まず、1点目は、町民の一人ひとりの知恵とパワーで「まちづくり」をすすめる中で言われている「町民投票条例」の制定については、町長の考えとして、どのような進め方をしようとしているのかお伺いをいたしたい。

2点目は、安心して暮らせる「福祉優先の町」をつくる中の介護保険の適用を受けられるケアハウスの特定化と福祉団体や社会福祉法人と連携した障がいを持つ方が入居できるグループホームや作業所等支援拡充をすすめようと考えておられますが、どのような構想を持っておられるのかお伺いをいたしたい。

3点目は「子ども達が元気に育ち『笑顔あふれる町』をつくります」の中で、今後の重要課題として検討が必要と考える幼保一元化について触れています。

施設の検討を含め、国の制度改革を見極めながら進めるようでございますが、町長のビジョンは既に出て上がっているのかお伺いをいたしたい。

4点目「農業や商工業を発展させ『元気な町』をつくります」の柱の中で、今後の農業基盤整備事業の必要性から「第4次畑地帯総合整備事業」を計画し、農業基盤整備事業を推進することとありますが、第4次畑総事業の実現見通しは、どのように考えているのか伺いたい。

5点目「町民生活と向き合った『行財政改革』を進めるとのことであるが、町財政の中、長期的な展望を見据え安定した財政運営を図るため、戸籍の電算化に備えた地域活性化基金（電子行政）へ積み立てるとありますが、電算化にするメリット・デメリットについての検討は充分されているのかお伺いをいたしたい。

以上、5点について、まずもってお伺いをいたしたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま、小林議員から町政執行方針について、5点にわたりお尋ねがありましたのでお答えをさせていただきます。

まず1点目の「町民投票条例の制定について、どのような進め方をしようとしているのか」とのお尋ねでございます。

私は、町の将来は町民の総意で決めることが重要であり、平成16年の合併問題に関する町民行動なども踏まえ、今後、国の動向を見極めながら、まちの将来や重要な問題を決定する「町民投票条例」の制定を検討していくことを町政執行方針に掲げました。

平成20年度以降、まちづくり基本条例制定に向けて、町民の代表による「まちづくり委員会」等で検討していただきました。

そのことは、住民と行政、議会の役割と責任を明確にした上で、さらに合併などの重要課題に対する町民総意の意思表示を行う仕組みについてであります。「時期尚早」として、今後「まちづくり推進会議」での検討とし、答申をいただきました。

現時点で、町民の皆さんの判断に付すべき重要課題に直面しておりませんが、直接民主

主義の重要な仕組みとして「町民投票条例」を町民の方に十分ご理解いただくことが重要であり、本年度スタートの「まちづくり推進会議」や町民との懇談の場など、さまざまな機会を通じ、ともに学び、検討してまいりたいと考えているところでございます。

次に、2点目の「介護保険の適用を受けられるケアハウスの特定化と障がいを持つ方が入居できるグループホームや作業所等支援拡充に関してどのような構想か」とのお尋ねでございます。

まず、ケアハウスの特定化に関してお答えしますが、軽費老人ホーム、いわゆるケアハウスにつきましては、低額な料金で高齢者を入居させ、食事の提供やその他生活上に必要な便宜を供与することを目的とした施設で、基本的に要介護の状態にない人を入居の対象としています。

また、特別養護老人ホーム「静寿園」につきましては、基本的な定員が50名で、入所待機者が現在55名おりますので、今後も増加するものと見込まれますが、定員を増やすことは現状では難しい状態となっております。

今後、高齢者福祉計画や介護保険計画などを見極めながら、定員や事業所としての採算なども考慮しなければなりませんので、現在ケアハウスを運営している訓子府福祉会と具体的な検討を進めてまいります。

特定施設入居者生活介護の指定を受けたケアハウスは、当然、介護保険適用施設であり、特別養護老人ホームと同じ条件で入居が可能で、要介護者を優先的に入居させることが認められていることから、施設を特定化することによって「ケアハウスほなみ」においても要介護者を受け入れることを可能にしようと考えているところでございます。

次に、グループホームや作業所等支援拡充に関してお答えさせていただきます。

障がい者に関しては、精神や知的障害に対応する施設は比較的充足していますが、重度の身体障がい者が入居できる施設は少なく、対象となる方も正確に何名とは現時点ではお答えできませんが、在宅で療養されている方は保護者も高齢化して、将来を考えると何らかの方法を考えなければなりません。

こうした状況の中で、グループホームやケアホーム、さらには生活介護、就労継続支援事業所などの設置が現実的に可能か検討をしてまいりたいと考えているところでございます。

次に、3点目の「子ども達が元気に育ち、『笑顔あふれる町』をつくります。」の中で、重要課題として検討が必要な幼保一元化についてのビジョンは出来上がっているのかとお尋ねをいただきましたのでお答えをさせていただきます。

平成21年12月に国の緊急経済対策で幼保一体化を含め、新たな次世代育成のための包括的・一元的な制度を進めることとなり、昨年の平成22年2月に関係閣僚からなる「子ども・子育て新システム検討会議」が設置され、6月には、政府の推進体制・財源の一元化、国・地方・事業主・個人といった社会全体による費用負担、基礎自治体の重視、幼稚園・保育所の一体化、民間参入などを盛り込んだ新システムの基本制度要綱案が決定されたところです。

特に、基礎自治体の重視では、国や都道府県などが、市町村が実施する事業を重層的に支援するほか、幼稚園・保育所の一体化では、保育に欠ける要件の撤廃など、幼稚園・保育所・認定こども園の垣根を取り払い、新たな指針に基づき、幼児教育と保育をともに提

供する「こども園」（仮称）に一本化するもので、本年度の通常国会に法案を提出し、平成25年度の施行を目指すとのことで、3つのワーキングチームで検討されているところですが、現在のところ具体的に示されていない状況でございます。

町としましては、これまで政策懇談会などの機会をとらえ国会議員へ、または、中央省庁に出向いて、本町のこれまでの幼保の一元化の経緯を説明し、町立保育所・幼稚園への財政的支援策や未来を担う子どもたちが心身ともに健やかに成長するように等しく質の高い保育・教育の機会が得られるよう制度設計を訴えてまいりました。

今後につきましては、幼稚園・保育所の施設が、建築後30年以上が経過し、老朽化が著しいことから、幼保一体化施設について、国の財政的支援策に注視し、幼保のあり方についても国の動向を見極めながら、道内の先進事例を学び、将来的には町の体制を整えるため、教育委員会に仮称「子ども未来課」を新設することも視野に入れながら、保育・教育の質の向上に向けた町独自の実現に向けて進めたいと考えているところであります。

次に、4点目の「第4次畑総事業の実現の見通しはどのように考えているか」とのお尋ねでございます。

平成23年度の国の農業基盤整備事業関連予算は、3月の定例会においても説明しましたとおり平成21年度と比較しますと大変厳しく、新たな農山漁村地域整備交付金、地域自主戦略交付金や戦略作物生産拡大関連基盤緊急整備事業などが創設され、平成22年度の当初予算額に近い額となっております。

しかし、3月11日に発生しました東日本大震災の復興事業に対する予算の影響も考えられますが、先月末、オホーツク総合振興局から平成24年度調査計画希望地区として「南7線農道整備事業」と「畑総事業の一地区」の2つの道営事業について、正式に採択申請が求められている状況となっております。

また、本町の第4次畑総事業ですが、総額約56億7千万円の事業費となり、オホーツク総合振興局からも事業規模が大型化し、事業完了まで相当長期間を要することや一地区の規模は10億円程度とし、1年に1地区の採択申請となるよう指示を受けているところでございます。

今後は、地区の区割りや申請の順番など各地域の代表者で構成している訓子府町土地改良事業促進期成会とも協議しながら、事業の早期着工に向けて努力していきたいと考えているところでございます。

次に、5点目の「戸籍の電算化のメリット・デメリットについて検討は充分されているか」とのお尋ねでございますが、戸籍制度は、明治に戸籍法が制定されて以来、100年以上にわたり、日本国民であることや夫婦関係、親子関係などの身分関係を証明する唯一の制度として現在に至っているところでございます。

本町においては、大正9年に置戸村から分村以来、90年以上にわたり管理・保管しているところでございます。

これまで、戸籍は和紙を用い手書きまたはタイプライターで作成するものとされてきましたが、平成6年12月に戸籍法の一部が改正され、戸籍及び関連事務をコンピュータで管理できるようになりました。このことにより、現在まで全国的には88%、道内でも51%の自治体に導入され年々増加している状況にあり、本町においても平成24年度からの導入に向けて地域活性化基金（電子行政）に積立し準備を進めていると

ころでございます。

お尋ねの戸籍の電算化のメリット・デメリットの検討であります。メリットにつきましては、除籍簿の経年による劣化や汚損防止、戸籍簿・除籍簿の滅失<sup>めっしつ</sup>の防止、さらに、システム管理することにより戸籍の作成・発行の迅速化、窓口サービスの向上や事務の効率化などが図られるものでございます。

一方、デメリットにつきましては、戸籍の電算化には、初期導入経費のほか毎年度の維持管理経費や数年後の機器の更新経費などがかかることとございます。

いずれにしましても、戸籍事務は、出生から死亡に至るまでの身分事項を公証<sup>こうしやう</sup>する重要な書類であり、今後とも引き続き適切に管理していかなければならないことから、厳しい財政状況の中、導入経費の縮減を図りながら戸籍事務の電算化に向けて取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上、お尋ねのありました5点につきまして、お答えさせていただきましたので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 小林一甫君。

○7番（小林一甫君） ただいま、答弁をいただきましたので、若干再質問をさせていただきます。1点目の町民投票条例の制定につきましては、これからいろいろな会議の中でまとめていかれるようでございます。町は今後、合併の問題等が出てくるかどうかはわかりませんが、そのような町として重大な事項が出てきた時には、この制度を活用することとございますが、そのほかに何か想定していることがございましたらお伺いをいたしたい。

1点、1点聞けばよろしいのかもしれませんが、時間の関係上、2つまとめてご質問をさせていただきますと思います。

2点目の介護保険適用が受けられるケアハウスの特定化を検討するということとありますが、くねっふ静寿園への待機者が55名もおられる中で、それまでやはり待機していただいている方が、家庭で介護を受けることも大変な場面であると想定されます。その中で、ケアハウスの部分で、この待機者のために何とか活用できる部分があれば、検討することも必要と思いますが、これも特養に入れるような方は、対象にならないと思いますが、何とか待機者を減らすためには、何か特定のものがあれば、また解消に向けては一歩前進すると思います。

それとグループホームへの支援と拡充については、現在ある施設への支援、拡充であると思いますが、具体的には、どのようなものを支援していかれるのかお伺いをいたしたいと思います。

まずもって、2点だけでございますが、お伺いしたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） まず、1点目の町民投票条例で町は、今、合併は当分ないとのことで、それ以外で考えられることがあるのかというお尋ねでございます。

一般的には、今、私自身の頭の中にあるのは道州制の問題が、必ず出てくると思っています。それは、地方自治の地域自治体の再編成の問題も再び必ず出てくると思っています。これは民主党の政権が継続したとしても自由民主党がまた政権を取り戻したとしても都道府県も含めた再編成は、経済界も考えているようでございますから、私自身は現時点では顔の見え合う関係の地方自治体が出たと思っていますが、これらについての将来的なこと

を含めて、住民の総意を確認することは必要になるのではないかと考えています。

さらには、もっと細かいことをいうと一般的に例えば、ごみ処分場の設置などが全国的にはここの場所がいいかどうかの問題もでてきますし、それからさらに、一般的なことで言いますと今日、工藤議員が質問を控えましたが、原発の問題でいくと今、高橋はるみ知事は、プレサマルの問題について、疑念が生じていることで、なかなかゴーサインを出しません。北海道の電力は、水力、火力、それから原子力を含め、プールにしながら電力を供給している状況でございますから、しかし、これは原発の問題なども含めて、泊地区ではありませんが、そうした例えば、生活必需品なのか、あるいは危険性が伴う施設等の設置の問題では、当然これは住民投票に付する。もっと身近で言いますと北見市役所の位置の問題も考え方によっては、改めて選挙の争点よりは、住民の真意を問うということもこれはあり得ることでございますので、その点でいくと私は基本条例の中で、想定していましたが、まちづくり委員会の中では、時期尚早であり、必要性はわかるが、もう少し熟成させてほしいということですので、この世論、あるいは議論を通じて、町民の意見を聞きながら、将来的には、条例制定に向けていきたいと考えているところでございます。

それから、介護保険のケアハウスの特定化の問題は、どなたかの一般質問で私の1期目の時にお話をさせていただいたことがございます。やはり終末といいましょうか、終末というのは1週間の週末ではなくて、人生の終末期を迎えて、夫婦がばらばらに生活をしていかなければならない状況が現実として起きております。

しかし、一般的なケアハウスやグループホームは、入所料などが比較的高額であることが特徴にありますので、やはり一般的なサラリーマンやあるいは低所得者の連れ添いといいいましょうか、一緒に体が不自由、あるいはその状態に近くなっても、より安価で生活できるような介護保険の適用施設として、私はこのケアハウスの特定化に対しては、福祉団体と協議しながら、進めていきたいと考えています。そのことが55名の待機者と先ほども答弁させていただきましたが、実質的には、うちの町は55名の名簿のリストを見ますと病院に入っている方や違う施設にいる方など、いろいろいますから、実質的には、そんなにいないのですが、いずれにしてもこれから高齢社会の中で、我々の年代が年をとってきた時は、歴然として足りないことがありますので、総体として、例えば、特別養護老人ホーム、グループホーム、ケアハウス、さらには、この特定のケアハウス等も含め、間口を広げていくことの施策はやはり緊急な問題と考え、何としても実現していきたい。願わくば、私はこの4年間の間に特定化の施設を建設したいと考えているところでございます。

さらに、グループホームの支援についてでございます。これは、障害者支援法等、定められた中で、全道の各施設に入所している方たちに対する支援を行っている状況ではございますが、ここであげている特に福祉友の会等が中心になって、重度の障がいを持った方たちの在宅支援をしています。その方たちがなかなか、滝上町、新得町などにある養護施設に入所できない。しかも町が単独でこの療護施設を建設することは非常に難しい。そして、国もむしろ在宅化の方向で進んできていますので、なかなか難しいとするとこれらの要望に応え、実現可能なものの1つの選択肢として、グループホームがあげられておりますし、全道的にもそのような動きが出ております。

しかし、これは行政が主導で行うよりは、むしろ住民主導に対して、行政がどのように支援するかということですから、改めてその実現化に向け、もう少し具体的な可能性につ

いて、行政としても検討していく必要があるのではないかということ福祉友の会の方にも申し上げておりますし、担当職員に検証しながら進めている状況でございますので、一歩でも二歩でも非常に難しい問題ではありますが、前へ進めていきたいのが考え方でございます。

○議長（橋本憲治君） 小林一甫君。

○7番（小林一甫君） 町民投票条例の関係につきましては、具体的にお答えをいただきました。非常に大きな問題と思いますが、まだ、まちづくり検討委員会の中では、時期が早いということではありますが、これらの制度がきちんと運用され、大きな問題が起きた時、町民の総意で決めていくことが、きちんと出来上がれば非常によろしいというような考えをさせていただきました。

次のケアハウス、グループホームの関係につきましては、やはり我々も間もなく終末期を迎える高齢者の部類に入っていくというような感じをもっておりますが、そのような時期になって、本町がきちんとした対応をしていただける仕組みづくり、また、いろいろな施設の拡充を含め、考えていっていただきたいと思っております。

続きまして、3番目の幼保一元化について、お伺いをいたしたいと思っております。いろいろ老朽化も含めて、施設の検討もされていかなければならないとのことでありますが、平成25年度の施行を目指すということで国も動いておりますが、これから多くのいろいろなものが出てくると思いますが、新しいシステムの目玉であります幼保一元化につきましては、現在、国から5つぐらいの案が示されておられますが、本町としては、そのような案に同意されようとしているのか、お伺いをいたしたい。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） ご存じのとおり、日本の幼児教育制度は、日々保育に欠ける人たちに対する厚生労働省が所管している保育所。それから教育として必要といわれている幼稚園は、文部科学省が所管してございます。これはある意味では、親の経済状況によって、子どもたちを幼稚園と保育所に振り分けることの問題点を抱えており、一見優れているように見えるのですが、非常に日本の幼児教育制度の問題点として、昭和30年代から幼保一元化の議論をしてきたところです。

実際には、幼保一体化の中で、認定こども園が自民党政権の時にスタートしました。これは、置戸町を見ていただければわかると思うのですが、同じ館の中に幼稚園と保育所があって、制度はまったく別々なことを合体させている訳です。これは片方が教育で、片方が保育になり、行政上も少し矛盾があったり、運営上の北海道も関係省庁にしても非常に分離していくのが依然として変わっていない問題点を持っています。私自身は、民主党政権が幼保一体化と名前変えているのですが、幼保一体化に対しては大変期待をしてございました。5つの選択肢の話もございましたが、まず、1つ、何が一番問題かということです。うちの町が公立の幼保一体化の施設を建てる時に補助金がないのです。保育待機者に対する民間の保育所に対して補助金はあるのですが、公の公立が建てる保育所は、補助金はほとんどない。これが問題と思っております。それから都会にいる待機児童だけを対象にしているような施策は問題であることを再三指摘してきました。先般、5月に私は上京して国会議員の仲立ちをいただきまして厚生労働省、文部科学省、内閣府の課長補佐クラスの職員に同席をいただきまして、そのような思いを伝え、私自身が要請している障がいの

あった子どもたちのグループホームも含めた幼保一体化の考え方の補助も含めて、今、盛んに議論をしているところであり、その法制化を実は、準備を進めているとのことでございましたが、昨日の新聞を見ますとこれも時期尚早として、流れたようでございます。

しかし、私が考えているのは、今年、関係課の職員に勉強してもらおうと思っておりますが、まずは、東川町、それから共和町、赤井川村の施設を行って見ていただきたい。幼稚園、保育所との形で分離するのではなくて、教育や保育に欠けている方も一体にとらえたような幼児が集い、あるいはそこで学び、遊び、そして、集団的に育っていく、垣根を超えた施設を何としても建てたい。これが今、訓子府では、学校に入る前の子どもたちの数は、非常に少なくなってきましたから、その点でいきますと実現可能なのではないかと考えています。幼稚園が教育で、保育はただ預かるだけの時代でないことを含め、私は制度の中身も含め、認定こども園をさらに超えたようなものを訓子府の子どもたちが平等、そして、集団的にも育っていきやすい環境の施設建設を目指していきたいと考えているところです。

○議長（橋本憲治君） 小林一甫君。

○7番（小林一甫君） 幼保一元化についての考え方として、町長からご答弁をいただきました。現在、国から示されている5つの案につきましては、ほとんど前段といたしますか、昨年からも言われておりますこども園の中の関係で、幼保一元化を図っていくことが5つ示されておりますが、ただいま、町長からご答弁いただいた中では、時期尚早とのことで、これから職員の研修も含めて検討されていくということでもあります。幼保一元化につきましては、これからの大きな問題になると思いますが、ぜひとも子どもたちがやはり1つの施設の中で十分に学習なり遊びなりを学びながら、成長してほしいと願うばかりでございます。

時間もありませんので、次に入らせていただきます。

4番目の関係でございますが、最初に今回の大雨、<sup>こうひょう</sup>降雹で多大な被害を受けられました皆様に心よりお見舞いを申し上げ、今後、一日も早い作物の回復を願い、よい出来秋を迎えられますようにお祈りを申し上げたいと思います。

近年は、異常気象による大雨、<sup>こうひょう</sup>降雹等が頻繁に起きようになってきております。現在、畑総事業による土地保全、また、基盤整備による効果は計り知れないものがあります。これまで町主体で取り組んできた賜物であると考えております。今後、取り組もうとしている第4次畑総基盤整備事業は、ぜひとも実現に向けて力を入れていくべきであると思っております。もう一度、この第4次畑総事業についての町長の決意をお伺いをいたしたいと思っております。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 町政執行方針の中でも申し上げましたが、私どもの町のこの高い生産力と農業の到達点を考えてみますと農業のことについて素人であった私自身でもこの永年、谷本町長以来、歴代町長が5代にわたって、この基盤整備事業をきちんとしてきた成果は、やはりもう北海道も認めざるを得ないほどの状況と私は考えている一人でございます。これらを受けて私はこの施策を継続して強い意志を持って実施していきたいと考えているところでございます。そのことは、農業を安定的に発展させていくことは、1つの行政としての役割ではないのかと感じているところでございます。

しかし、ご存じのとおり政権が変わったことも伴って、土地改良事業や農業基盤整備事業は、昨年来予算が2分の1に縮小し、なかなか基盤整備事業ができなくなっていることは、申し上げてきたとおりでございますので、一昨日、道庁農政部の部長以下に私は申し上げましたが、この基盤整備事業の成果と予算確保については、不退転の決意でやはり道も頑張っていたきたいとお話をしました。私自身も今まで5年かかってできたものが、10年かかるかもしれません、訓子府町としては、まず、第3次の畑総事業は、きちんと終わらせていただく。それから第4次の新しい50数億円かかるでありましょうこの水利権の確保も含めた畑総、あるいは農業基盤整備事業については、粛々と予算要望をしてまいりたいし、それには迷いは全然ございませんので、議会のお力添えをいただきたいと考えているところでございます。

○議長（橋本憲治君） 小林一甫君。

○7番（小林一甫君） ただいまの町長の決意をお聞きいたしまして、今後の第4次に向けての力強い表明であったと思います。ぜひとも実現に向けて、町長も今まで以上の決意を持って進めていただきたいと思っております。

少し余談になりますが、行政報告の中で、被害を受けられた圃場は、何日も防除ができないことで病害による被害も想定されると言われていましたが、近年、秋に小麦で使用され、防除の効果をあげております無人のヘリコプターの活用、これはすぐにでも圃場に入ることができ、大雨、降雹の被害を受けた農作物への被害を最小限に抑える1つの方法かとも思いますが、今後、農協また生産組織から無人ヘリの導入の要請、要望があった時、町としての対応はどのように考えるのか、この点をお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 実は、特に、水田農家を中心として、ヘリの防除については、もう上川町あたりまでかなり実施していることを聞いておりますし、その点で言うております人的な防除だけではなく、機械化され、ある意味でのミニヘリコプター等を使用した防除体制は、これからきっと近代化農業の中の1つの施策として出てくるものと考えています。この点は、北海道等の力も借りながら、あるいは農協とも連動しながら、一緒に進めていきたいと考えております。

ただ1点だけ、これは本末転倒な答弁になるかもしれませんが、例えば、うちで言っている養蜂農家が1件ございます。これは例えば、みつばちが巣に帰ってこない問題が今、出てきている。それは農薬等によるヘリコプター散布で、これはアメリカの安い防除用の農薬が原因しているなど、いろいろな説がありますが、その点では、機械化することによって、安くて、人体の影響をそんなに考えないでやるのが、議論にはならないように、ある意味では、セーフティネット、ガイドラインというものをきちんと見極めながら、やはり機械の近代化のよいところを取り入れていくことも考慮しながら、議員ご指摘のように、積極的に推進していきたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと思っております。

○議長（橋本憲治君） 小林一甫君。

○7番（小林一甫君） ただいま、無人ヘリにつきまして、町長の考え方を聞かせていただきました。確かに空中散布になりますと農薬が風にのり、飛散することも発生しますが、養蜂農家の方にご迷惑をかからない農薬も現在できておりますので、そのような対応も含めた中で、例えば、今後大雨なり、降雹があった時に対応できるような進め方をぜひ

していただきたいと思います。

それでは、続きまして、教育の関係に移らせていただきます。

教育行政執行方針について、2点について伺いをいたしたい。

1点目につきましては、新学習指導要領が実施されておられますが、現時点の取り組み状況について伺いをいたしたい。

2点目、最近、新聞報道で、いじめや不登校の問題が増えつつあると報道がありますが、本町の実態はどうか伺いをいたしたい。

○議長（橋本憲治君） 教育長。

○教育長（山田日出夫君） 教育行政執行方針について、2点のお尋ねをいただきましたのでお答えをしたいと思います。

1点目の「新学習指導要領が実施されているが、現時点の取り組み状況について」のお尋ねですが、この新しい学習指導要領は、現状を踏まえ「生きる力」を育む理念のもと、知識や技能の習得とともに思考力・判断力・表現力の育成を重視しており、小学校では平成23年度から、中学校では平成24年度から完全実施することになってございます。

本年度から完全実施となりました小学校につきましては、これまでの移行期間中に、時間増に伴う授業展開の充実や児童の理解が進むよう、教職員の共通理解と指導体制の構築をはじめ、教育用備品や教材等の整備、さらには、新年度からの教師用指導書の配備など準備を重ねてまいりましたので、スムーズに新学習指導要領への移行がなされているところであります。

新1年生では、毎日午後からも授業があることから、その負担について心配をしておりましたが、楽しく給食をとり元気に勉強に励んでいる姿を見て、一安心しているところでございます。

また、外国語活動につきましても、担任教師と語学指導助手との連携や工夫により、意欲的な授業展開がされているところでございます。

2点目の「最近新聞報道で、いじめや不登校の問題が増えつつあるというが、本町の実態はどうか」についてのお尋ねでございます。直近及び現在において、いずれの学校においてもいじめの発生はございません。

5月に道教委によるいじめに関する調査が児童生徒対象に行われましたが、小学校では低学年ほど「いじめられたことがある」との回答が多かったところです。これは、低学年では、ささいなけんかもいじめと解釈する傾向があり、あらためて教師による本人の聴き取りを行ったところ、いじめと認定すべき事例はありませんでした。

しかし、いじめにつきましては、いつ発生し深刻化しないとも限りませんので、今後とも早期発見・未然防止に努めてまいりたいと思います。

不登校に関しましては、幸いにして現在のところ小学校、中学校ともございません。

いじめとともに不登校についても、子どもたちとの触れ合いや見守りを通じて万全を期すよう留意してまいりたいと思いますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（橋本憲治君） 小林一甫君。

○7番（小林一甫君） ただいま、教育長から執行方針の中身の学習指導要領といじめ問題についてのご答弁がございました。

新学習指導要領につきましては、今年から小学校が全面的に実施されたことございま

す。その中で心配していたことは、時間が増えることと新しく取り組む外国語の対応についてであります。

私も過去に指導要領につきましては、何回もご質問をさせていただいた経過がございます。今回は、実際に取り組んで間もないことですが、現時点での取り組みについてお伺いいたしましたが、ご答弁の中では、午後も1時間、給食の終わった後、勉強をスムーズにされていることで、私も少し安心した部分もございます。無理な授業時間割や無理な指導体制をとられているのではないかと思った訳ではありますが、そのようなことはないので、今後も広い目で、子どもたちの勉強を見ていかなければならないというような感じをもっております。

それと2点目の新聞報道について、いじめと不登校が増えていることであります。これは管内の問題であったと思いますが、今年に入ってからのものでありますので、本町においてもそのようなことがあるのかないのかをお伺いした訳であります。本町においては、いじめの発生もなく、不登校の生徒もいないとのことでありますので、非常に喜ばしいことであると思います。これから父兄の方も含めた中で、この問題につきましては、早いうちに解決できるような対応、対策をとっていかなければならないと思いますが、教育長もこの辺につきましては、十分すぎるほど理解されていると思いますが、最後にその辺の部分も含め、いじめ、不登校をなくしていこうとする決意がございましたら、最後にお伺いして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（橋本憲治君） 教育長。

○教育長（山田日出夫君） いじめと不登校についての再質問ございました。いじめ、不登校にしても日頃思っていることは、楽しい学校であることです。そして、お友達同士が相手のことを考えられるやさしい子どもに育つことだと思います。それに気を付けていても残念なことに起きてしまう時は起きてしまうのですが、日頃の人と人とのふれあいを大事にしながら、教育を進めていくことが大事だと思いますし、そのことを先生、そしてPTAの皆さんにも機会あるごとに家庭の関係も含め、お互いに考えあっていきたいと考えております。

○議長（橋本憲治君） 小林議員、町長から答弁の訂正があります。

町長。

○町長（菊池一春君） 議長のお許しをいただきましたので、先ほどの私の町政執行方針の中の幼保一元化のところでの答弁の過ちがございましたので、訂正をさせていただきます。

私の答弁の中で、上川管内の東川町と赤井川村のお話をさせていただきましたが、記憶違いでありまして、後志管内の共和町が、一体化の施設運営を実践している町でありますので、共和町でご理解いただきたいと思います。

上川管内の東川町の幼児センターとそれから共和町中央幼児センターが、ある意味では、一元化で実施している町でございます。

○議長（橋本憲治君） 小林一甫君。

○7番（小林一甫君） これで終わります。

○議長（橋本憲治君） 7番、小林一甫君の質問が終わりました。

ここで、午後2時5分まで休憩いたしたいと思います。

休憩 午後 1時52分

再開 午後 2時 5分

○議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

次に、8番、西山由美子君の発言を許します。

8番、西山由美子君。

○8番（西山由美子君） 8番、西山です。通告書に従いまして質問をいたします。

1つめは、町長にお伺いいたします。

実態に沿った長寿社会のしくみづくりについてお伺いします。

近年、医学の進歩や食生活の向上により、私たちは長寿の時代に生き、社会の決まりやしくみも大きく変わってきました。長寿が喜びのはずなのに「老人対策」という社会の重大問題になっているのが現実です。いわゆる団塊世代の人たちが今、まさに自分の弱っているご両親たちを介護しているのが現実で、その中で自分も還暦を迎え、これから訪れることになる自分の老後についても、たくさんの不安を抱えています。すべての人にやがては訪れる「老いる」ことをもっと自然体で家族や小さな地域の中で支え合っていけるように行政がどう関わっていくべきか。「医療」「介護」「福祉サービス」も含めて「福祉優先の町」をどう進めていくのか町長の考えを伺います。

1つ目として、本町の「地域包括支援センター」が5年間で果たした役割と今後の課題は何でしょうか。

2つ目は、高齢者の実態調査に基づく台帳整備とその活用方法について伺います。

3つ目は、公園、公共施設トイレの洋式化の推進についてのお考えを伺います。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま、実態に沿った長寿社会の仕組みづくりについて、3点のお尋ねをいただきましたのでお答えをさせていただきます。

まず、1点目の「地域包括支援センターが5年間で果たした役割と今後の課題は何か」とのお尋ねでございます。地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続することができるようにするためには、できるだけ要介護状態にならないような予防対策から、高齢者の状態に応じた介護サービスや医療サービスなど様々なサービスを高齢者の状態に応じて切れ目なく提供していくことが必要なため、支援を包括的に行う中核機関として位置づけられ、本町では平成18年10月に設置し、間もなく5年を迎えようとしています。

この5年間、要介護状態になる恐れの高い虚弱な状態にある高齢者の把握や通所型介護予防事業である「いきいきらいふ倶楽部」「はっちゃき塾」の実施、介護予防サポーターの養成、そのほか民生委員児童委員や各事業所との連携を図りながら、総合相談支援事業などを実施してまいりました。

これら今まで実施してきた各種事業や介護予防の啓発活動などは、進展する高齢化に対して、介護予防を重視するという改正介護保険法の趣旨にも合致した形で、事業を進めることができたと思いますし、十分とは言えませんが、そのことが本町の高齢者への支援につながっていると考えているところでございます。

また、今後の課題につきましては、さまざま考えられますが、一番重要なことは、本当に支援を必要としている人に介護や福祉のサービスが繋がっているかということであり、そうした人たちを確実にとらえていくことができる体制づくりが求められていると考えております。

次に、2点目の「高齢者の実態調査に基づく台帳整備とその活用方法は」とのお尋ねですが、1点目の「今後の課題」でお答えしましたように台帳を整備することで、支援を必要とする人を確実に捉えることができるようになると考えているところですが、具体的には、私自身は高齢者世帯等への「おじゃまします」訪問の実施を考えておりますので、そうしたことへの利用も可能かと思えますし、高齢者個々の実態を常に把握できることにより、地域担当職員や保健師が訪問する場合にも、支援が必要な高齢者を優先的に訪問するなど、きめの細かい対応が可能になるものと考えています。

次に、3点目の「公園・公共施設トイレの洋式化の推進について」のお尋ねですが、従来まで公共施設におけるトイレは、和式を中心に整備してきました。

その後、特に下水道の普及に伴い、一般家庭のトイレの洋式化が急速に増加し、さらに、社会情勢の変化や少子・高齢化の進展に伴い、新たに公共施設を整備する場合には、バリアフリー化を図るため、多目的トイレの設置を始め、現在は、主に洋式便器の設置を進めております。

また、既存施設トイレにおいても和式から洋式化への改善を順次すすめており、高齢者や身体に障がいを持つ人たちに対応した施設整備に努めているところでございます。

しかし、一方では、洋式トイレは「不特定多数の方々が同じ便器を使うことに抵抗がある」などの意見や既存の和式トイレを洋式化にする場合の設置スペースが確保できるかの課題もあるところです。

今後は、これらの状況を踏まえ、利用者などの声を聞きながら、既存施設のトイレ洋式化改善に取り組むとともに、新たな公共施設の整備にあたっては、バリアフリー化に配慮しながら快適な生活環境に努めてまいります。

以上、お答えさせていただきましたので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

○8番（西山由美子君） それでは、再質問をいたします。1点目の地域包括支援センターの活動についてです。介護保険制度が2000年にスタートし、2006年に改正介護保険制度とまた変わってきた訳ですが、その中で、地域包括支援センターがいち早く訓子府町でも設置されました。地域包括支援センターは、4つの目的というのか、使命があり、保険、医療の向上、福祉介護の増進、高齢者虐待の早期発見、地域ネットワークづくりの4つの使命があると思います。これは、全国で5千の設置を目指していると聞いており、今現在どのぐらいあるか把握しておりませんが、各自治体の規模や高齢者の方々の生活形態でずいぶん力が入り方など、支援センターの活動の仕方も少しずつ変わってくると思うのです。

それで、1つ目、町長にお伺いしたいのは、私たちの町の包括支援センターが、この4つの目標の中で、今までもそうですが、今後、どのように力を入れていくつもりなのかと必要性があるのかの点をお伺いします。

あと、先ほど4つの中の高齢者虐待の早期発見は、要するに権利擁護の分野ですが、決

算審査で報告された中では、相談件数が1件ぐらいつあったのですが、具体的に私たちの町で実態があったのかどうか。そして、その後の対応がどのようになされていたのかお伺いいたします。

○議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（佐藤純一君） ただいま、大きく2点のお尋ねかと思いますが、本町の包括支援センターは、どこに今後力を入れていくかの部分でのお尋ねでございましたが、確かに包括は、役割として非常に幅が広く、いろいろな部分がございますので、ただ、これはどこに力を入れていくか、どこかに集中をさせていくかの部分は非常に難しいと思いますし、トータルで本町の高齢者が、何と言いますか、安心して暮らしていけるような包括を目指していくところと思います。

それから、過去に本町において、虐待があったかとお尋ねでございますが、最近では、虐待での相談は、あまり数がないというのか、まったくない訳ではないのですが、ただ、その時には、ある程度、事業所などとの連携も図りまして、解決に向けて努力をしていくようなことで対応をさせていただいております。

○議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

○8番（西山由美子君） どうしてもこの改正介護保険法が施行されてから、地域包括支援センターは、要支援1、要支援2の方々の介護予防プランの作成に日々追われることが全国的に実態として上げられています。私たちの町の支援センターも体制として、保健師、社会福祉士と3名ぐらいの中で今、課長が言われたトータルのまんべんなく活動が、その3名体制の中で行われるのかどうか。また、補助員が必要ではないのかどうか、職員の実態をお尋ねしたいということです。

最近、これからも多くなると思うのですが、私自身も自分の家族で疑問に思っていたことで、やっとわかったことがあるのですが、後期高齢者医療制度が実施されてから、よく聞くことなのですが、高齢者の方が入院すると90日を過ぎたあたりから、症状が治った方はいいのですが、退院を病院から言われる。すぐ自宅で介護できない場合は、転院をしなければいけないことが実際自分も体験したのですが、それでいろいろ調べていた中で、後期高齢者に係わる診療報酬の問題があり、実は、一般の方が全然わからない情報があるのです。高齢者の方が入院した場合は、後期高齢者の特定入院基本料が旧で928点となります。それで、高齢者の方が、入院した場合に医者が説明を行った場合は、その評価として、入院時1回50点、90日を過ぎた時に退院させるための退院支援の部署を設置して、看護師や社会福祉士を1名以上配置し、退院の支援状況を報告するとそれだけで100点になり、診療報酬が一般の患者さんにはわからないが、病院側の法律によって変わったということです。本当に現実として、行き先がなくて困っている方たちがおりますし、これからも増えてくると思うのですが、その相談事などがあった場合に、本町としては、どのような対応をされるのか。そして、家族の方が一番迷い、困って相談に行くことになると思うのですが、その辺の対応について、お伺いしたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（佐藤純一君） まず、職員体制の実態でございますが、地域包括支援センターは、原則的に三職種が必要になります。1つには保健師、2つ目には社会福祉士、3つ目には主任介護支援専門員の三職種が必要とされております。ただ、これはその

地域の人口要件で特例が認められておりまして、訓子府町の場合は、保健師と主任介護支援専門員、それに事務職の3名体制ではあるのですが、社会福祉士の部分は、置いておりませんが、法の要件は満たしております。ただ、今の時点で、これで体制が十分とは考えておりませんので、できればあと1名専門職を確保したいとの思いは、担当者としては、もっております。それから医療の部分で今言われた細かい部分で私はわからない部分もあるのですが、確かに今はもう長期に入院させてくれませんか、ある程度の期間がくると退院してくださいとのお話がどうしても出てきます。それで最近は包括にもそのような相談事というのが非常に増えている感じをしておりますし、その人たちが困らないような支援をしていくとの考えで、例えば施設につなげていくことなどをしておりますし、先ほどのお話の中でも特養の待機者55名おり、待機者の中には、そのような人たちもいますし、それから、認知症ではグループホームや老人保健施設では、療養型の部分にとりあえず入り、そして、くんねっぷ静寿園に入る。経済的なこともありますし、町内に戻りたいこともあるので、とりあえずつなぎで入っている方も待機者の55名の中にも含まれている方も中にはおりますので、そのような形で支援をさせていただいております。

○議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

○8番（西山由美子君） 今年の3月から6月までで、施設入所申し込みが17名とお話を伺ったのですが、これはその55名の中にも含まれているのでしょうか。多分ある時期から、そのような問題がもしかしたらどっと押し寄せてくるような気もしないでもないのですが、やはり高齢になってきますとそう1週間、2週間入院して、病院でリハビリしていれば、また別でしょうが、もう瞬間に筋力が衰えてきます。そうすると入院前には歩いていた方や自宅で一生懸命リハビリし、家族でリハビリして歩けた方ももう本当に歩けない状態になってきます。その方を在宅でみることは、家族の負担もかなり多くなってきますし、現実的にみられない状況もたくさん出てくると思います。これはまた先ほどいろいろな方の質問の中で、施設建設の問題にも発展していくのかもしれませんが、この北見管内で例えば病院から退院しなさいと言われた中で、介護の必要な患者が入れるとしたら、例えば、介護療養型の医療施設がどの程度あるのか。これは今、国でどんどん減らす方向になっており、最後は廃止する方針を発表しています。2011年度末までに35万床から22万床に削減して、いずれ全廃する。必要とされている施設がそのような報告があり、施策をとられていることが理解できないのですが、そのほかに対応できる病院などがあるのなら別なのですが、この管内ではどのような状況でしょうか。

○議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（佐藤純一君） 療養型の病床数の資料を今持ちあわせておりませんが、正確にはお答えはできませんが、まず、1点目のご質問の中にありました17名のお話ですが、これ正直、今55名かどうかは日々状況が変わるものですから何とも言えないのですが、今私が55名と言った数字は、6月3日に静寿園の入所判定会議がありまして、6月2日までに静寿園として申込みの受付をした方が、55名待機者がいるとご理解をまずいただきたいと思っております。

それから療養型施設が廃止の方向が打ち出されまして、現実に廃止されて、特養などに転換しているところも現実にありますが、ただ国は廃止といきなり打ち出して、相当批判を浴び、年寄りはどこに行くのだという話になりまして、大分少しトーンダウンした気が

しています。ただ、最近では北見中央病院が、100床の特養に転換するような話を聞いております。

○議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

○8番（西山由美子君） 意外とお年寄りには急に容態が変わりますし、入院によって、歩けなくなるなど、家族の状況も日々変わります。高齢者の方の多様性もありますから、多分その事態が起きてから皆慌てて相談されることが多いと思うのですが、北見管内のどこの病院にどのような施設があるなどの情報もできれば町民の方にわかりやすく知らせていただけたら安心と思います。

それと2つ目の高齢者の実態調査に基づく台帳整備のことですが、先日課長からも介護予防認定を受けた方の実態調査資料をいただきましたが、町として、介護認定を受けていないその他の人たちの実態調査をどのような形でなされるのか、その予定を教えてくださいたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（佐藤純一君） まず、最初に情報のお話ですが、医療施設などのことは、確かこのところ1年ぐらい出していませんが、そういう北見管内というのか、訓子府も含め、包括支援センターの集りの中で、資料を作って、全町的に配付させていただいてははずです。

それから、介護認定を受けていない者の実態調査のことなのですが、来年からの第5期介護保険計画を策定するにあたりまして、介護認定を受けた方の実態調査はさせていただいたのですが、それ以外に介護認定を受けていない方が千数百名、65歳以上の方が千数百名いらっしゃいますが、今年と来年の2カ年で、今年はとりあえず約半数の800名を対象にしまして、介護認定を受けていない方の日常生活圏域ニーズ調査を実施して、今、業者との契約事務などを進めているところでありまして、資料の手持ちがないものですから、内容を詳しくご説明できないのですが、そのような形でとりあえず今年約800名の方を対象に調査をしていきたいと考えております。実際にもう7月からスタートしますので、そのようなことで進めてまいります。

○議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

○8番（西山由美子君） そのアンケート方式の実態調査も多分今まで計画を立てる前に行われてきたと思います。実態調査とそれから町長が言われていた地域担当職員による声かけの訪問は、去年から行われています。それと昨日の河端議員の質問の中にありました緊急医療情報キットなど、さまざまな係で高齢者の方の実態を把握し、情報があると思うのですが、把握した情報をどのような形で活用しているのか。どのような形で活用していかなければいけないのか。そこら辺の姿が少し見えづらいのですが、教えていただければと思います。

○議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（佐藤純一君） 実際いろいろなケースがありまして、このような場合は、このようになるということがあるのだと思うのですが、最近、私が直接遭遇したケースだったのですが、つい一昨日の話なのですが、私の自宅の周りを少し認知症かかっているお婆ちゃんが徘徊していたようなのです。それで私の家族がそれを見つけまして、私の携帯に仕事だったのですが、何か様子がおかしい。どうしたらいいのかという話になり

まして、たまたまその人は、住所と名前が言え、たまたま包括でその人の情報を持っていたことがありまして、独り暮らしのお婆さんだったのですが、その人の息子の携帯を包括支援センターで押さえていたことがありまして、私がすぐ北見にいる息子に電話を入れて、事なきを得たというケースもありましたので、やはりその情報は、非常に貴重だと思います。それをどのように活用していくのかは、その場その場、そのケースバイケースでの活用の仕方になると思います。

○議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

○8番（西山由美子君） まさにそれが実践だと思います。だから、多分、課長の奥さんも日頃より、そのような意識を持っていたから、余計そのように発見することができたと思いますが、小地域見守りネットワークは、隣町で平成4年に北海道社会福祉協議会の補助事業の中で、3年間実施されました。置戸町も地域的には、分散していますし、うちの町よりは高齢化がもっと進んでいます。それを8つの地域に分け、そして65歳になったら、自動的にそのネットワークに入る。本人が良いとか悪いとか関係なく、一応自動的に入り、8つの地域で、要するにひきこもりの方やなかなか出て来られない方を何とか、外に出そうとすることや状況の把握をすることもあり、事業を3年間実施したようです。道社協から補助期間終了の3年がたった時に、他の町村はやめたそうなのですが、せっかくなつくネットワークであり、もったいないので、続けることとなり、町社協と町の折半で補助を出し、何をするかなど、いろいろな課題はあると言われていました。要するにその8つの地域でいろいろな集りや昼食会を設けたり、旅行に出かけたりするなど、その中で交流を深めようとする事なのですが、平成4年からですので、19年がたっていますから、その頃65歳だった方も今はもう80歳を過ぎている訳です。いっぱい課題はあるが、私はお話を伺っていて、やはり行政がそこをやめないで継続したことに1つ意味がある。それと65歳を過ぎたら、先ほどほかの議員も言われていましたが、自分ももうそろそろ高齢者の域に入るという意識を持つことで、元気な人は、元気のない人たちを支援する側にまわるという方法も良いということで、昨日、役場職員が、見守りネットワークは、カードを入れてボタンを押すとどこに高齢者がいて、すぐわかる。それは、役場職員がすぐ状況を把握できることのネットワークではなく、地域の中の地域の人たちが自分の周りにどのような人がいて、独り暮らしの人が何人いるかが以外とわかっていないのです。今の人たちは、皆なかなか隣近所でも交流を求めようとしないのが、実情のようなので、その方法も1つこれから訓子府町独自のやり方で考えていくことも必要と思いました。そして、情報の中で、福祉保健課で21年に私が偶然、障がい者の人、何人いるか教えてくださいと言ったら、簡単に私の町の状況という情報を出してくれたのです。これは、民生委員と児童委員の方が、世帯名簿による人数を全部把握しており、私たちの町の現在の人口と世帯数、独り暮らしの老人と寝たきり老人の人数も把握しています。あと障がい者の方の人数や母子家庭、父子家庭、寡婦の方、それから民生委員、ボランティア団体の数もきちんとまとめたものがありました。これを職員も一人ひとり、年2回更新されるとのことですが、職員も議員も持ち、常に私たちの町で、町民の状況を少しずつ数字的にも把握することが必要だと思います。役場には、何でも情報があると思いますが、それを広げ皆で共有しあうことが必要と思うのですが、そのことについていかがでしょうか。

○議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（佐藤純一君） まず、小地域ネットワークのお話が出ていましたので、少しお話をさせていただこうと思うのですが、小地域ネットワークの予算につきましては、社会福祉協議会で一部予算化しておりまして、今年から何らかの事業をはじめの計画がありました。ご存じかとは思いますが、今、末広町で北翔大学の支援を受け、この2、3年、末広町内会に包括支援センターが入り、ちょっといろいろけんちゃん会というグループをつくり、お年寄とボランティアが集まっていたいき、いろいろなことをやってきたのですが、それに社会福祉協議会の小地域ネットワークをからめた事業ができないかを今、社協と協議をしており、そろそろ結論が出てくると考えておりますが、できればそのようなものが、今とりあえずその町内会でしか支援できないというのか、それが自主的にどんどん広がってくれば、それが理想的と考えております。ただ、それをどのように広げていくのが非常に難しいし、現実にも今、若富町や東幸町へ少し支援に入っており、自主的に動き出している町内会なども出てきていますので、そのようなところがどんどん広がっていったらいいと考えております。

それから、今言われた私の町の状況という資料と思うのですが、この数字的なものを出していくのは、全然問題ないし、積極的に出していきたいと思うのですが、ただ、本当に必要なのはどこに誰がいるという名簿の個人情報と思うのです。ただ、それが今のしぼりの中では、ご存じのとおり、非常に厳しいものがあり、なかなか難しい。ただ、それを行政がやるとまずいと思いますが、町内会や会長さんが中心になり、自主的にやっていただくと非常に町としても助かると考えております。

○議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

○8番（西山由美子君） わかりました。特に、今、社協の話が出ましたが、町長の19年度町政執行方針で福祉のことの中で、総合福祉センターうららをもっと充実させたい。うららは、町民一人ひとりのためにもっと活用したいと何度も書いておられて、私たちも困ったことがないとなかなか行かないのですが、困ったことのある人が、はじめて行ってもすぐ相談にのってもらえるような1つ窓口がほしいというのは、昨日も違う方とお話したのですが、やはり慣れている人は「おーい、どこに行って聞けばいいのよ」と言えるが、はじめて行ったり、あまり職員と接していない方は、どこへ相談していいかわからないことにより戸惑います。皆さん仕事していますから、ぱっと顔を上げてくれた人が「どうしましたか」と声をかけてくれるのはわかるのですが、やはり町民課の窓口と一緒に相談に来る人を迎え入れる窓口は、考えてもらえないかとの声も上がっていましたので、検討していただきたいと思えます。

3番目のトイレの洋式化は、これはまさに障がいを持っている方たちが、レクリエーション公園のトイレで困ったそうです。私は、全町の公園などのトイレを見て回りました。すると町長が言われたように最近建てられた立派な施設は、障がい者のマークがついているところは、広くて、車いすも入れるようになっているのですが、なかなか一般の人は入りづらいということもありますし、ポケットパークのところは、和式、洋式と障がい者用があります。それから小学校のところもあります。レクリエーション公園は和式2つと身障者1つだったのです。それから、パークゴルフ場のところは、町ではないのかもしれませんが、これも和、洋と身障者用があります。それから、駅は、当然両方あります。あと銀河公園は、和式2つしかありません。別に全部ということではなくて、このような時代

ですから、その方が言われたのは、今は簡単に置けるものがあるので、あんなのでもいいから、とにかく置いてくれないと困るのとの話なので、そのことを少し検討していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（橋本憲治君） 建設課長。

○建設課長（林 秀貴君） ただいま、公園と公共施設も含めたトイレの洋式化についての現状を議員からご説明いただきましたが、私どもでまず洋式化率と言うのか、その辺の実態を把握した率があり、この率がそのままいいのかどうかは別にして、この現状をご説明させていただきますと公共施設、役場庁舎や福祉センター、児童生活館等、集会所も含めると23カ所の施設で、現状でいきますと約68%の洋式化率で、ただ、この洋式化率は、先ほども町長の答弁で申し上げましたように、例えば、学校では改修したのですが、和式を1つ設けていることもあり、不特定多数の中で、やはり和式を好むというのか、そのようなことで付けているので、この率が高いか、低いかは別にして、今、現状としては70%になっています。それと議員が言われたように公園のトイレにつきましても、レク公園、銀河公園、中央公園、日出、ポケットパーク、メロントイレ、防災施設もうちで管理しておりますが、その箇所数の中でいきますと確かに議員言われたこの箇所の中で銀河公園と中央公園以外は多目的トイレがついておりませんが、それ以外はついておりまして、公園のトイレの洋式化率で申し上げますと37%の状況です。ただ、和式から洋式にする場合、先ほども町長の答弁で申し上げたように、内開きか外開きかによって、便器が取り付けられるかどうかもございますので、今後その辺を各施設を見ながら、洋式化ができるかどうかも含めて検討させていただきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

○8番（西山由美子君） わかりました。そこにレクリエーション公園は、町外の方もたくさん利用されていますし、トイレがあそこしかないので、できればということで検討させていただきたいと思っております。

それでは、次の質問に、すいません。町長すいません、お願いします。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 私どもの課長の答弁で、全部ご理解いただいたと思いますが、2、3ちょっと気になる点もありましたので、私から総括的な答弁をさせていただきます。

1つは、なかなかわかりにくい。相談に行った時です。これは注意しなければならないのですが、ただ、今、全体として、総合福祉センターうららに行けば、すべての職員が相談体制に入っていることとしていますから、逆に言うともものすごく相談件数多いです。本当に多い。いろいろな相談があります。社会福祉係長、八鍬業務監、保健師、包括支援センターも含めて、相談件数は私が町長になってからの増え方は、やはりここ数年すごいと思っておりますので、願わくば、八鍬業務監のところは福祉なんでも相談を置いているのですが、私どもも努力しますが、ぜひ、何かあったら、包括支援センターあるいはうららに行きなさいというようにぜひある意味では言っていたきたい。

病院の出なくてはならないという問題は、もう医療制度の欠陥であり、まさに国の欠陥という問題もありますから、私はいよいよになったら、行く場所がないと言いなさいとい

うぐらいのことを言うてしまうのですが、しかし、現実的にどう対応しなければならないかということがありますから、包括支援センターに行っていただきたい。プリントを出していただければいいというものではないのですが、最近出したのでは、例えば認知症パンフレットでどのような医療機関があつて、どこに何があるかとか、この北見地区の包括支援センターはどのようなかというものを去年位に全戸配布したと思うのですが、こんなことも日常的にもっとやっていかなければならないのかなと思っています。

それから、包括支援センターができたことによって、一部私の答弁で申し上げましたが、末広町、若富町、東幸町等々で「いきいきらいふ倶楽部」や「はっちゃき塾」などいろいろな地域の人たちによって輪が広がり、自主的な運営がされてきています。これがなかなか実践会までいかないのは、受け皿の問題が実はあります。地域でお世話をしてくれている方たちがいないとなかなかできない。それともう1つは、職員はもう限界です。これ以上増えたら死んでしまうという話も含めてです。その点で言うと何とか増やしなから、現実をもっと豊かにしていかなければいけない。例えば、介護予防サポーター制度をこの数年設けております。これは初級、中級、上級まであり、これも非常に今増えてきておまして、男性の方も参加してきておりますので、このことを活用できるような状況をもっと具体的に議員ご指摘を含めて、やっていかなければいけないと思っています。

それから、4つの役割の中で、社会福祉士については、今1名いますが、当初、包括支援センターに入れたのですが、社会福祉係の一線部隊員に配置していますが、現在今3名の体制の中でやっている。これはできるだけ早く、私は保健師を1名増員して、これは社会福祉士に限らないで、何とか包括を充実し、さらに前へ進めていくような状況をつくって、職員の仕事の軽減もさることながら、枠を広げていくことも含めて、少しずつ改善する状況を今つくっていております。また、5年間のいろいろな成果や課題も含めてありますので、ぜひご理解を賜りたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

○8番（西山由美子君） よくわかりました。私もこのところ、まわりでいろいろな相談事もあるせいなのか、老いについて、いろいろ本を読むことがあり、その中でちょっとハッとさせられたのが、福祉を考える視点として、広さと深さがある。福祉は当たり前のことで、老人に接する時に大切なのは深さである。自分を中心として、老人問題をみて、老人のためにあれをしてあげよう、これもしてあげなくてはと考えるのは福祉の広さである。老人のほうに目を移動させ、老人の目で自分の生きている姿を見る。そこに深さの次元が現れる。人が生きるとはどういうことなのか、自分自身に限りない深さを問いかけることが大事なのではないか。訓子府の福祉施策及び活動が今、何歳以上と線引きされてしまっていますが、そうではなく、一人ひとりの人間として、きちんと対応してほしい。これが私の願いです。

では、次の質問に移らせていただきます。

教育長に「新・図書館づくり構想」について、お伺いします。

私たちの町の図書館は、60年前の昭和26年11月に公民館、図書室として蔵書300冊から貸出がはじまりました。昭和59年11月に現図書館が新築開館となり、たくさんの方の読書サークルが結成され、昭和61年7月には、図書貸出率日本一を達成しました。このように多くの町民に親しまれてきた図書館ですが、今、新しく増改築の計画が立てら

れています。具体的にどのような内容なのか、3点について伺います。

1点目、現図書館の実情から見られる問題点と課題は何ですか。

2点目、少子高齢化、人口減少を伴う中、新図書館の必要性和目指すものは何ですか。

3点目、新しい計画の今後の進め方について、具体的な考えを伺います。

○議長（橋本憲治君） 教育長。

○教育長（山田日出夫君） 新図書館づくり構想について、3点のご質問がございましたのでお答えします。

1点目の「現図書館の実情から見られる問題点と課題」についてのお尋ねであります。図書館は、昭和59年にオープンし26年が経過しました。訓子府小学校をはじめ、各学校や幼稚園などから近いという立地条件に恵まれ、現在でも子どもたちを中心とした利用で高い貸出率となっております。

しかし、建物は経年劣化によるすが漏り、床・カーペットの傷み、暖房設備の老朽化など大規模な改修が必要となっております。

また、2年前に実施したアンケート調査や昨年開催の利用者懇談会等において、「施設が狭い、落ち着いた環境で読書がしたい」、「活字以外の情報がほしい」そして「本だけでなく人とのふれあいの場であってほしい」といった要望があり、現施設の狭隘きょうあいによるサービスの限界などから、新しい図書館づくりに大きな期待が寄せられているところです。

2点目の「少子高齢化、人口減少を伴う中、新図書館の必要性和目指すもの」についてのお尋ねでございますが、少子高齢化や過疎化が進んでいるからこそ、地域のコミュニティを支え育む公共施設の役割は、ますます大きくなっているものと考えています。

このような中で図書館は、子どもたちからお年寄りまでの幅広い町民の皆さんに学習の機会と場を提供し、町民自らが本や人々との触れ合いを通じて豊かな生活や文化を支える施設として、また、人づくり、まちづくりの情報発信・交流の拠点としての機能の必要性も感じているところでございます。

3点目の「新しい計画の今後の進め方の具体的な考え」についてのお尋ねでございますが、新しい図書館構想につきましては、先のアンケート調査等の結果から図書館の機能を「本との出会い」、「人とのふれあい」、「学びの場として」そして「人と環境にやさしく」とした4つの柱を基本としながら、従来の「本との出会い」をより充実させるとともに、新しい視点での魅力ある図書館づくりを目指してまいりたいと思います。

そのため今後は、多くの町民から意見等を聴くとともに、学校関係者、文化団体そして高齢者等の学識経験者など、図書館とゆかりの深い町民の方々による図書館振興計画策定委員会を組織し、新しい図書館の運営や施設のあり方、「町民みんなの書齋と交流の場」がいかにあるべきかなど、多くの意見や議論を深めた中で、図書館振興計画の策定を進めてまいりたいと考えております。

以上、お尋ねのありました3点につきまして、お答えいたしましたので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

○8番（西山由美子君） 図書館の新しい図書館の建設の予定については、今までの教育行政執行方針の中にはなく、今年はじめて出てきたので、町長が前に言われていたように訓子府町のいろいろな公共施設が皆同じような年代にでき、古い順番でいけば、もっと先

に考えなければならないところもあるでしょうが、私個人としては、偶然なのか、隣の土地が売りに出ている時、図書館を広げられたらいいと思っていたことがありましたが、やはり町民の方に今の図書館の現状など、今、教育長が言われた4本の柱で、今までの図書館にない、違う図書館の姿を町民の方に理解していただくには、アンケートで意見を聞くことも大事ですが、こういうものがあつたらどうかを少しずつ時間をかけて知らせてほしいと思っています。

再質問としましては、現在地のことを簡単に今、説明がありましたが、昭和59年に現在地へ図書館が建てられた経緯として、もっと具体的なものがあれば教えてほしいと思います。

それと新しい図書館のイメージとして、もっと町民に強くアピールすることは何か。訓子府の図書館は、ここに特化したい。ここに力を入れたいというものが、もし教育長の中にあれば教えていただきたい。

それから、今言われた図書館振興計画策定委員会の構成員は、どのような方たちになっているのか。

その3点について、お伺いします。

○議長（橋本憲治君） 教育長。

○教育長（山田日出夫君） まず、1点目のお尋ねですが、図書館が現在地に至った経過を振り返ることだと思います。やはり、当時、公民館が今の公共駐車場、旧商工会館の向かいにありました。その近くには、役場、小学校があり、当時の文教地区を形成していたと思います。図書室が昭和59年に大きく図書館として、新しく再スタートする点において、元町長の公宅があつた跡でもあります現在地が最適な場所として、当時、想定された図書館の規模からいって、当時の人々に判断をされたかと改めて思うところであります。

それと新しい図書館の今度の売りといいますか、どのように特化していくかとお尋ねであったと思います。今までは、本との出会い、多くのいろいろな種類の本と出会って、町民の皆さんが学び、生活を豊かにする役割だったと思います。その図書館の役割は不動のものであります。それを何か特別な、きをてらって何か変わった形にしていこうものではないということが1つ。

世の中の動きとともに、本とのふれあいとさらに人とのふれあいといいますか、本と人、両方から皆がふれあって、学びあっていく。まだ漠然としたイメージではありますが、そのような人とのふれあいも重視していくスペースが必要でないかと考えております。そのような環境の中で、町民皆で学び合い、お互いに人生を豊かにしていければという今の時点でのイメージであります。

3つ目の質問にあります策定委員会の皆さんの研究、それと策定委員会が町民の皆さんの広く意見を聞く手法、場面もあると思います。それらも含めて、肉付けをしていければと思います。

それで策定委員会のメンバーとしましては、図書館にゆかりのある町民の皆様、例えば、学校教育関係者、社会教育委員の代表の方、読み聞かせグループの方、保護者の代表、それと老若男女の年齢別、性別の代表者で、今考えているのは、15人を想定しており、女性、男性を半々ずつぐらいの方にお問い合わせをして、もう既に今月末に第1回目の会合をもって、着手してまいりたいと考えております。

○議長（橋本憲治君） 残り5分になりました。

西山由美子君。

○8番（西山由美子君） 財政健全化では、もう訓子府に新しい施設はいらないという声をずっと聞かされてきましたが、施設の改修、修理はしなければいけない課題でありますし、町民の方が納得していただける施設を増改築するのであれば、やはり皆さんが広く活用できて、喜んでもらえる施設ならば、町民の方も納得していただけると思いますので、ぜひ、深く広く検討して、よいものができるように願っております。

これで、私の質問を終わります。

○議長（橋本憲治君） 8番、西山由美子君の質問が終わりました。

ここで、午後3時15分まで休憩をしたいと思います。

休憩 午後 3時 2分

再開 午後 3時15分

○議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

次は、10番、上原豊茂君の発言を許します。

10番、上原豊茂君。

○10番（上原豊茂君） 10番、上原です。お手元の一般質問通告書に従いまして、私の質問をはじめていきたいと思っております。

まず、1点目は、町民生活充実のための施策についてであります。

未曾有の災害発生や政局の混乱による不安は、全国的なものであり、平穏で安定した生活環境を望むところであります。

このような中でも、個々の生活の安定と充実のために地方行政は最大の努力をし、細やかな施策を実行しなければならないと思うところであります。

個人の努力によって解決することができないことへの対応や支援を行政が行うことで100%の満足はないまでも住民の精神的な支えとなり、日々の生活に充実感を持っていただけなものと考えるところです。

「町民にやさしいまちづくり」を提唱する町長として、これらへの具体的対応策についての考えを伺いたいと思っております。

1点目は、町民の就労状況と課題について。

2点目は、老年者の就労意欲の実情と対応策について。

3点目は、新しい取り組みへの支援について。

4点目は、働く場の確保についてであります。

以上、4点について、町長の考えを伺いたいと思っております。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 答弁をさせていただく前に、あらかじめご了解をいただかなければならない。私どもは一般質問があった時に課長会議でその中身について、資料の準備や精査も含めて、過去の議論の経緯等を話し合うことが一般的であります。しかし、質問の本旨がよく見えない。これはどうするべきかとかなり議論をします。直接、議員にお伺いして、内容を確認する場合もあるのですが、非常に苦慮する場合がございます。今回の4

点の質問についてもかなり大きくとらえて、このような内容ではないのかとの中で、答弁書を書いていますので、そこは的外れかもしれませんが再質問でぜひ詳しい中身の質問をしていただきたい。ただし、その際については、準備できないものもありましたので、あらかじめご理解をいただきたいと思います。

ただいま「町民生活充実のための施策」について、4点のお尋ねをいただきましたのでお答えいたします。

まず、1点目の「町民の就労状況と課題」についてであります。本町における就労状況の調査データは現存しませんので、その傾向を推測いただく意味で、ハローワーク北見における求人と求職の状況について、説明をさせていただきます。

平成22年度の求職申込者数は1万682人で、これに対する企業等の求人数は1万555人、就職人数は3,335人で、就職率は31%となっており、就職率自体は、ほぼ平成並みで推移しているところでございます。

特徴的なのは、求人数の推移でありまして、平成20年度と21年度には8千人台に減少していたものが、平成22年度には平成19年度以前の水準である1万人台に回復したことであります。

このうち、高校新卒者に限定して申しますと本年3月末現在の求職者数335人に対し、求人が660人、就職内定者は321人で、未就職者は14人という結果になっております。

新卒者の就職率は96%で、過去、10年間で最も高い比率となっており、北見地域での新卒者の就労状況は大きく改善されているように見受けられます。

しかしながら、今日の経済状況を考えますと、賃金水準をはじめとする労働条件が、必ずしも改善されているとは考えにくいですし、一般の求職者につきましては、さらに厳しい状況になっているものと推察されますので、新規就労先の確保と合わせ、町民の皆さんが安心して生活を営むことができるような労働条件の改善が大きな課題であると考えております。

次に、2点目の「老年者の就労意欲の実情と対応策」についてであります。本町における老年者の就労先としては、訓子府町高齢者勤労センターが大きなウェイトを占めているといえます。

高齢者勤労センターにつきましては、ご案内のとおり長年培ってきた豊かな経験と知識を生かす場の提供と高齢者等の生きがいをづくりを目的に設立したものであります。現在、男性28名、女性11名の合わせて39名が会員登録しており、年齢も61歳から86歳まで幅広く、その作業内容も多岐に渡っております。

町としましては、高齢者勤労センターの事業運営が安定的に継続できるよう昨年度は1,300万円を超える業務を発注しておりますが、今後もこうした支援を続けていくと考えてございます。

次に、3点目の「新しい取り組みの支援」についてであります。これまで、町では起業、いわゆる事業化の支援を行うため「元気なまちづくり総合補助金制度」、本年度から「地域活性化チャレンジ事業」として引き継ぐものであります。こうした制度の活用など、各種団体やグループが事業化に向け挑戦している取り組みに対し、相談業務を含め、可能な限り支援をして参りたいと考えております。

次に、4点目の「働く場の確保」についてであります。本町に限らず、全道、全国的に企業が事業を継続することさえ難しいという厳しい現状を考えますと企業誘致もさることながら、現存の企業をいかに維持できるかが重要なポイントになるといえます。

従いまして、先ほど申し上げました地域活性化チャレンジ事業の活用のほか、これまでの新生紀森林組合に対する補助や緊急雇用創出のための委託事業の発注、さらには住宅リフォーム促進事業や季節労働者対策としての土木事業の発注など雇用につながる施策を継続していくとともに、関係する企業や事業者の皆様に対し、機会あるごとに雇用の拡大や就労条件の改善を求めていくことが必要と考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

○10番（上原豊茂君） それでは、何点かについて、再質問をさせていただきます。その前に確かに非常に的をしぼりにくい表現の中の一般質問と思えますし、その点では、大変なご苦勞をかけたと思えます。ですが、それぞれ町、行政として、いろいろな取り組みの中で我々が見えないような部分での状況報告が聞きたいという思いもありましたので、その辺はご勘弁をいただきたいと思えます。

まず、1点目の町民の就労状況と課題についてであります。これらについて、町民における状況データはないということでもありますから、それは致し方ないと思えますが、リーマンショック以降の雇用情勢が非常に悪くなり、失業者が増えている状況でありまして、道内は特に経済状況が厳しいということでもあります。その中でも先ほど町長の報告では、求人状況は回復しているということでもありますから、職種をどのように選ぶかにかかってくるかということに係ってくると思えます。ですが、実際には、失業し、なかなか次の仕事を見つけられない方々も多いのが実態ではないかと思う訳であります。ここで、この失業状況や就労状況と相まって生活保護の受給状況がどうなっているか。その辺について、データの手持ちがあればお示しをいただきたい。ここ2、3年の比較ができればと思えますので、同時にその受給する方々の状況、受給要因なども示していただければ幸いです。

○議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（佐藤純一君） 生活保護の状況のお尋ねでございますが、手元に資料がないので、記憶だけでお話をさせていただきますが、今、確か保護率でいけば8.2%くらいだと思います。世帯数でいけば30数件、人数で40数名、保護率が若干上向いているのは、件数が増えているというよりも、むしろ人口が減っている要因で、以前は7%台だったという記憶がありますので、若干上がり気味ではありますが、そんなに極端に増えている状況ではないと認識をしております。

○議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

○10番（上原豊茂君） 8%程度、状況としては、上向きの要因として、人口減によるというような説明でございますが、それぞれ生活保護受給の状況として、先ほども言いましたようにそこに至る要因というのが、きっと状況としてはとらえていると思うのですが、実際に、例えば年齢的なものなのか、若い働き手が失業によるものなのか、その辺についての説明をいただきたいと思えます。

○議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（佐藤純一君） すいません。お答えが漏れていまして申し訳ございません。さまざまな要因が考えられますが、今は高齢な部分と病気になった部分であり、若い方での病気のケースもしばしば見受けられます。どちらかといったら病気が多いというように感じてはいます。21年度の決算の資料の中でいけば、傷病とか障がいで15件、高齢で14件、あと母子などのその他になってございます。

○議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

○10番（上原豊茂君） 傷病で15件ということは、特に、今の報告の中では、若い人たちで、働き手の仕事がなく生活が守れないということではないと思いますので、その点では、一定の安堵をしたところではありますが、先ほど言いましたように傷病については、これはもう回復することを願うばかりであります。問題は、次の部分と関連してくる訳ですが、高齢者の受給者の関係であります。この高齢者の生活保護受給者が14件ありますが、おそらくは、まだまだその受給をしなければならないといえますか、せずに頑張っている方が多いと思いますが、これらについては、例えば状況としては、仕事ができない状況といえますか、自分の生活を身の周りを守るだけで、いっぱいという状況なのか、もしくは多少なりでも自分の体を動かして収入を得るような気持ちのある状況なのか、その辺については、どのような押さえ方をしているのか、お示しをいただきたい。

○議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（佐藤純一君） 非常に難しいご質問かと思えます。どちらかと言えば、個々の考え方により、ケースバイケースですが、ただ本当に今国民年金程度では保護基準以下の金額にしかならない。その中でも努力をされて保護を受けない方も中にはいるのではないかと正直その心配が福祉保健課としては、ない訳ではないと思っています。

○議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

○10番（上原豊茂君） 次の高齢者の就労意欲の実情と対策についてに入っていきますが、全国的には、今、課長が言われましたように高齢者の年金不足または無年金者の生活保護受給者が増えていると報道されておりますし、北海道では全国平均の1.9倍の生活保護受給者の状況にあると言われております。その状況からして、訓子府のその帯状になるかもしれない人たちの状況がどうなのかというところは十分気を使っていかなければならないと思う訳であります。私が最近であります、病床で生活が大丈夫かというような人の相談を受けたことがあります。なかなか生活保護に対する違和感、嫌悪感というのがありまして、それらに対しての手助けを受けない、受けたくないとの思いが多々あるように思います。そのような意味では、生活保護に対する考え方についての理解をしっかりとってもらって作業も自治体の担当窓口としては、必要でないかと思えます。前段、皆さんの一般質問にもありましたが、命をどう守るとの観点からして、その対策を持つ、その目線で町民と向き合うことも決して忘れてはならないと思いますので、その辺の配慮もいただきたいと思うところであります。当然、気力もあり、体力も多少ある人たちにとっては、自分の努力をもって、年金にプラスアルファの生活費の確保も考えているやに聞こえてくる場所があります。この人たちにとって、先ほど町長から説明がありましたが、うちの町では、勤労者センターの大きな役割が示されました。1,300万円を超える仕事を発注しているということでありまして、今やり取りしたような状況も踏まえますとぜひこのような人たちが多少なりとも仕事に就け、収入の確保ができるような状況を考えて体

制を作り上げていくことが必要と思いますが、ある程度、年齢の高い人たちの就労に対する意欲は、どのような状況とされているのか、その辺について、お聞かせをいただきたいと思ひます。

○議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（佐藤純一君） 最初に言われました生活保護に対する嫌悪感や偏見などの部分ですが、そのところは非常に感じるころはあるのですが、以前からみると大分解消されてきているような思ひは正直言っています。ただ、今はどちらかといえば生活保護を受ける要件は、収入が低くて、働けない状況であっても受けられないというのか、トラブルになるのは、どちらかといえば、車を保有するケースが一番多いです。例外的に認められる場合はありますが、生活保護を受ける場合は、基本的に車を持つてはいけなひ。運転してはいけなひことがありますので、非常に難しいところがあります。それから、高齢になつても仕事に就いて、収入の確保を図るためとそれから就労に対する意欲がどうなのかは、個人個人のやはりそういう差が多分あると思ひますが、でもやはり自分の思ひも含め、ある程度高齢になつても元気で働けるうちは働きたいという気持ちは皆さんお持ちになつていると思ひます。

○議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

○10番（上原豊茂君） 今、課長が働けるうちは働きたいと思ふのが一般的という押さえ方をしていふところ、邪魔抜いていないという安堵感がありますが、年齢を経た人たちは、さまざまな経験や技術を会得していると私は認識しますし、これらの人たちが第一線を退いて社会参加、活動の場づくり、生きがいつくりの意味では、非常に社会に出ていく場として、仕事をするこゝを通じて確保していく。そのこゝが大切になると思ひますし、そのこゝで、心身の健康を維持していくこゝは、医療費の減にもつながるのではないかと拡大解釈をするこゝであります。これらも含めて、今一度、前回の定例会でも申し上げましたが、勤労センターの位置付けについて、元の状況、町がしっかりとサポートする状況に戻つていく必要性について、どのようにとらえているのか、お聞かせをいただきたいと思ひます。

○議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（佐藤純一君） 少しとらえ方が間違つていたら訂正しますが、補助金のこゝを言われている部分もあると理解をしたのですが、高齢者勤労センターにつきましては、経営的には、まだかなりの体力がありますし、余剰金が相当あるこゝもございまして、道の補助金が確か平成20年度と思ひますが、そこまでで打ち切りになつたこゝもありまして、町がその分上乗せしておりましたが、その補助金がなくても経営的には問題ないと判断をさせていただいて、補助金を取りやめた経過はございまして町として、まったくの支援をしていない訳ではございませぬし、町長が顧問で入つておられますし、私も理事の形で、参加をさせていただいている状況でありますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

○10番（上原豊茂君） 仕事の発注についても前回の定例会で非常にそれらの仕事をもって、生計を成している業者の関係も含め、難しい位置関係にあるこゝでございまして。しかしながら、それらいろいろな状況があるにしてもやはり年齢を経たかつてのうち

の町を支えた人たちが少しでも生きがいを持って生活をつないでいく時間を過ごせるような状況を確保していく姿勢はもっていただきたいと思います。

次の新しい取り組みへの支援の関係であります。この関係につきましては、かつて、元気なまちづくり総合補助金等から名称を変え、今回の訓子府型町民税1%活用制度をもって、まちづくりパワーアップ特別対策事業を創設したということであります。先ほどありました地域活性化チャレンジ事業等の活用も含め、十分にこれらが生き、活かされていくような状況をつくり上げていくことが大切ではないかと思う訳であります。例えばこれは先ほどの年齢をある程度重ねた人たちにとっては、なかなか仕事がないことがあります。そのような状況の中で、当然うちの町の担当者たちもまたそれぞれその立場にある人たち、議員の人たちも含め、それぞれのアドバイスをしているようではありますが、訓子府町地域雇用促進協議会という組織でいろいろな取り組みをしようと頑張っているという話を聞かせていただきました。この人たちの頑張りに対して、町がどう支援していくかも極めて大切なことだと思う訳であります。ある程度年齢を重ねた人たちの集りでありますから、その事務的な処理等には、なかなか精通していないことや、面倒くさい書類の作成等については、違和感を持つということがあると聞いております。できる限り通年仕事を確保したいという姿勢を持っているようでありまして、今さまざまな、たらんぼやウド、わさびなどいろいろな取り組みを現実に行っているということでありまして。さらにこれを充実させたいという意向もあるように聞いております。これらについて、ぜひ、先ほど申し上げました地域活性化チャレンジ事業等々の補助体制をもって支援をしていくことができないのかどうか、その辺についての考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

○農林商工課長（佐藤正好君） ただいま、新しい取り組みに関して訓子府町地域雇用促進協議会の例を出されてのご質問でございます。私ども2年ほど前から、この協議会とはいろいろ相談にのりながら、可能な範囲で手伝いますよと言っております。また、補助の相談にもものってきたところでありまして。その中で、現時点で補助金をもらおうと後に引くこともできなくなるといったような経過もございまして、これまで補助申請などには至っていない現状にあります。具体的に協議会の中でさらに一歩進んだ取り組みがあるということであれば、これまでも何度かご相談にのってきた経過はありますが、さらに具体的なものがあれば、積極的に支援する方向でいろいろな相談にもものりますし、先ほど議員からご指摘のありました書類作成など、例えば、町有林の入林許可など山菜を確保する部分でも今までもお手伝いしてきた経過がありますので、積極的に対応してまいりたいと考えております。

○議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

○10番（上原豊茂君） いろいろな計画、展開していきたい事業内容等々もあるようであります。例えばここでお聞きしたいのは、この新しい地域活性化チャレンジ事業の対象として、このような人たちの活動を支えていく考えがあるのかどうか。その辺についても一度お聞かせをいただきたい。

○議長（橋本憲治君） 企画財政課業務監。

○企画財政課業務監（森谷清和君） 地域活性化チャレンジ事業につきましては、昨年まで「元気なまちづくり総合補助金」として、町民の方数名で審査委員会を設けまして、事

業の採択を審査いただくスタイルをとっています。今回、地域活性化チャレンジ事業として、名称も変わったのですが、同様に審査委員会を設けまして、町民の方たちの審査を経て、事業の採択を決定するような流れで進めたいと考えています。今言いました雇用促進協議会のような、例えば、新たな取り組みなどについても事業の対象といたしますか、ここで事業採択の有無ということではなく、そのような事業も審査の対象になることをお答えしたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

○10番（上原豊茂君） 事業が対象になるとのことではありますが、前段申し上げましたように、審査に向けては一定の契約書等々を出し、それらに取り組む方向性を明記していくことが要求される訳であります。それらの対応は、説明員の皆さんからみれば、何ら難しいことではないと思う訳であります。今、私が言っている対象者にとっては、非常に面倒で嫌悪感を感じる部分と聞かされております。実際には、ハウス等の設置もしたいというようなことがあったり、新しい取り組みとして、きのこへの取り組み等もこれから学習し、対応してみたいと言われておりました。どれがどの程度つめられているのかは、確認はしていませんが、少なくともチャレンジする人たちに対して、若いとか年寄りということではなくして、しっかりとサポートすることが今町長が言っているやさしいまちづくりの一環でないかと思えますし、柱になっていくのではないかと思う訳であります。その意味では、ぜひこれらについて、例えば、チャレンジ事業の取り組みが否となれば別の対応ができるのかどうかも含めて、その辺の考えがあるのかどうか、お聞かせをいただければと思います。

○議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

○農林商工課長（佐藤正好君） ただいまのご質問なのですが、これまでいわゆる元気なまちづくり総合補助金制度でいろいろな商工業者も含め、いろいろな団体が公募してございました。TMRセンターもそうでしたし、そうした際にも同様に農林商工課あるいは企画財政課も協議の相談になっていただきながら、書類作成等の支援をしてきたところでありますので、特別扱いする訳でも何でもございません。相談があれば積極的に携わらせていただいておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

○10番（上原豊茂君） 前段で申し上げましたように担当の人たちも十分中身については周知していることありますから、その辺についてのこちらから働きかけるような、努力をしていただきながら、せっかく新しい分野に取り組み、自分たちの生活の助けにしたいとの考えをもっている訳でありますから、十分な対応をしていただきたいと思うところでもあります。

また、難しいというこれまでの町長の回答であります。働く場の確保の関係であります。今、申し上げましたようなことも含めて、また、前段の議員の質問の中にもあった加工等も含め、6次産業の関係、さらには、訓子府町の特産物と言われているものをきちんと生産維持していくような状況を行政としても支援していくことやその中で仕事を望む人たちに仕事の場を確保していく考えを持つべきではないかと思う訳であります。この辺についての町長の考え方があればお聞かせをいただきたいと思えます。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） この「まちづくりパワーアップ特別対策事業」については、私自身の発案というよりも全国的にこのような考え方が今出てきています。特に、訓子府型にこだわりながら、1%を活用させていただくということです。これは例えば、「コミュニティ活性化事業」や「施設整備事業」は、実践会、町内会への補助金があったとしても使いくらい。最近、実績的にはほとんどなかった。これでは補助金に予算をつけてもだめということで使い勝手のいいもの。そして補助金を効率的に使ってもらえるような方法にまわしましょうということがまず1つの特徴。

それから「わくわく地域づくり活動支援事業」も教育委員会の「マイプラン・マイスタディ」を変えたものであります。これは私自身が教育委員会にいた時、士別市教育委員会の事業を参考しながら設定したのですが、これもやはりかなり回転率が悪い。これも申請から認定まで、もう少し使いやすくし、フットワークのいいものにしていきたいとの思いで「わくわく地域づくり活性化事業」をやりました。

それから、もう1つの「地域活性化のチャレンジ事業」は、これは何度か申しておりますが、訓子府の元気総合補助金で50万円のマックスとして、2団体で100万円の事業をしておりました。その審査委員長は、農業試験場の場長がそれにあたっていることでやってきました。ここの狙いのことではありますとある意味では、1つは、6次産業化も当然頭に入れてありますし、私どもの町では、企業の誘致あるいは雇用の確保は、非常に厳しいと答弁をさせていただきましたが、その1つを乗り越えていく可能性が、やはり地域資源を確保し、理解し、その地域資源の1次産業を加工も含めた2次産業にもっていく。それに流通も含めた第3次産業として、6次産業化をむしろ率先、斡旋していかなければならないと考えていますので、ここの部分で新たな雇用の確保の可能性が、出てくのではないかと考えていますので、引き続き丁寧に行っていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

○10番（上原豊茂君） 今の件につきましては、ぜひ、積極的に対策をとっていただくことを期待しておきます。

あと20分少々ですので、次の2点目の災害対策の実情と課題についてに入りたいと思います。

今月の上旬に当地域をはじめ、豪雨ならびに降雹<sup>こうひょう</sup>の災害がありました。私も一農業者として、自然の厳しさを痛感しているところであります。それらも含めて、災害はいつ、どのような形で我々に襲いかかってくるかわかりません。

災害を最小限にするため、可能な限りの対応策を講じておく必要があると思います。昨年、洪水ハザードマップの改訂版が出されましたが、改訂にあたっての留意事項等を含め、今一度確認をし、さらには、当町の災害への備えについても十分なものが。

また、町民への周知なども含め、町としての考えを伺いたい。

1点目は、洪水ハザードマップ改訂版作成の重点事項。

2点目は、今後取り組む災害対策について。

3点目は、町民への災害対応の周知などについてであります。

○議長（橋本憲治君） お諮りいたします。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、会議時間を延長する件は可決されました。

本日の会議時間をあらかじめ延長いたします。

引き続き、町長の答弁から、町長。

○町長（菊池一春君） ただいま、上原議員から「災害対策の実情と課題について」3点のお尋ねがありましたので、お答えいたします。

まず、1点目の「洪水ハザードマップ改訂版作成の重点事項」についてのお尋ねでございます。洪水ハザードマップの作成指定河川につきましては、水防法第14条に規定されている国土交通大臣又は都道府県知事が当該河川の洪水防御の基本となる降雨により、当該河川が氾濫し、浸水が想定される区域を浸水想定区域に指定した場合に、各管理者は指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公示します。併せて関係の市町村長に通知し、市町村防災会議は、第15条第1項の規定により、浸水想定区域ごとに洪水予報の伝達方法、避難場所その他洪水時に関する必要な事項を定め、同条第4項の規定に基づきこれらの事項を住民に周知させるため印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとされています。

本町行政区域を流下する上記に該当する河川につきましては、北海道開発局が管理する「常呂川」と北海道が管理する「訓子府川」がございしますが、議員ご存じのとおり常呂川の洪水ハザードマップは、平成17年5月に北海道開発局網走開発建設部がデータ作成、本町で印刷し、全戸に配布しているところでございます。

また、平成21年には、常呂川の浸水予想水深の変更が告示されたこと、訓子府川につきましては、平成17年の水防法改正により、前段の浸水想定区域河川に指定され、平成20年に告示されていたことから前回同様にデータを借用し一部修正した中で改訂版を作成、昨年9月に全戸配布したところでございます。

今回のハザードマップ改訂にあたっては、常呂川の部分につきましては、北海道開発局の治水工事や堤内排水整備などにより浸水区域の範囲が減少していますが、議員が言われる「当町の災害への備えについて充分なのか」という面では、降雨量を想定した中での常呂川、訓子府川の浸水予想区域であることや地震などの災害には対応できないなど、すべての災害への対応はできていないのが現状でございます。

規模は別として、東日本大震災に見られるような地震発生を予測することは、活断層の現地調査や地層ボーリング調査など膨大な経費と専門家の解析が必要となることが予想され、現状では国の中央防災会議、北海道防災会議で予想している8想定地震と地震調査研究推進本部で予想している12想定地震を基準とした町内震度を確認している状況にあり、予想震度以上の地震が発生した場合の町内の被害状況予測などは、将来、国において策定される基準などの情報に留意してまいりますのでご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、2点目の「今後取り組む災害対策について」のお尋ねであります。東日本大震災の惨事を見た中で、2議員からの一般質問でも答弁いたしましたが、現在予算化されている「高齢者・障がい者等地域見守りシステム」、「災害時要援護者避難支援計画」との連

携整備を地域の方の協力を得ながら進めることと今議会で予算補正の提案をしております「訓子府緊急物資等の備蓄ガイドライン」に基づいた食料品等の生活物資を備蓄してまいるところでございます。

災害対策は、被害を最小限に抑えるための可能な限りの対応が必要であることは、私自身も同感でありますので、ハード事業的には、明渠などの小河川につきましては、改修当時との流域の状況変化や雨量強度が大きくなってきていることから、二次改修を実施することや特に、ここ数年のゲリラ豪雨による山地崩落の防止のための治山事業などを国、北海道の支援を受けながら、進めてまいるところでございます。

一方、ソフト的な事業につきましても、各種システムの情報更新をはじめ、様々な情報を広報や防災訓練などを通じお知らせしてまいります。

さらには、今後、国の施策動向を見極めながら、適切な対策を講じるよう検討してまいるところでございます。

次に、3点目の「町民への災害対応の周知など」についてのお尋ねでございますが、本町職員の災害対応につきましては、災害本部設置時は訓子府町地域防災計画に掲載されており、初動期の対応は各種マニュアル等で策定しております。

特に、初動期は、住民の方々から降雨や被災状況などの情報をいただきながら、パトロールを行い、職員の災害現場出動に備えております。

また、職員の初動期などの対応につきましては、町民への積極的な周知は行っていないところでありますが、本年4月からは図書館まちづくり情報コーナーに設置するとともに広報等での周知なども検討してまいります。

以上「災害対策の実情と課題について」ご質問のありました3点についてお答えいたしましたので、ご理解を賜りますようお願いをいたします。

○議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

○10番（上原豊茂君） それでは、再質問をさせていただきます。このハザードマップについては、当町が主幹してつくったものではないということでもありますから、今までどおり開発等の判断、資料によるものと認識しておりますが、この中で示されている50年に一度の降水量、2日間で約190mmと想定しております。実際に50年に一度の想定であります。過去の降水量で、これに近い降水量がどのような形でデータとして残っているのか。あればお示しをいただきたいのと前回のハザードマップ作成の時にも申し上げましたが、例えば、常呂川につきましては、単純に降水量が何ミリになったから、浸水の危険があるということだけでなく、上流のダムの問題がある訳であります。ましてや今回の東日本大震災のような地震によるダムの決壊が起きた場合にどのようなことになるのかということもあります。1時間余の時間がここまでかかるという説明を前回は受けておりますが、それらも含めてその状況がどのような状況になった時にどのような対応をするのか。また、どのような状況で氾濫と判断するのか、何かおそらく町としての基準があると思っておりますが、その辺について、資料があればお示しをいただきたいと思っております。

○議長（橋本憲治君） 総務課業務監。

○総務課業務監（伊田 彰君） 今、ハザードマップの内容について、2点ご質問をいただきました。

まず、50年に一度の降雨量の関係ですが、これは直轄は別なのですが、北海道の大雨

洪水資料がございまして、北見地区については、50年に一度は何ミリ、100年に一度は何ミリというようなデータがございまして、現在今持ち合わせておりませんので、後ほど建設課と相談してお出ししたいと思います。

それで一般的に50年に一度というのは、昨日50年に一度のものが降ったという部分もございまして、基本的には、統計上の数字をあくまで計算上で求めて出した数字であることをご理解いただきたいと思います。

あわせて、常呂川の50年に一度の数字については、開発局に聞かなければわからないと思いますので、少しデータの元が違うのではないかと考えておりますので、その辺ご理解いただきたいと思います。

2点目の鹿の子ダムの地震時の問題でございまして、鹿の子ダム自体は国の所有物でございまして、河川管理施設等構造令がございまして、そこで鹿の子ダムは、重力式のコンクリートダムで、地震時の震度の構造計算に用いる数字が決められておまして、その数字自体がたまたま強震帯地域、中震帯地域、弱震帯地域というのがございまして、鹿の子ダムの区域は弱震帯地域で、0.1の震度を用いなさいということです。具体的に言いますとダムに対して、重さがあるのをその重さの0.2をこちら側からかかっていることを計算上用いて、活動なり転倒の防止の構造計算上使うことになっており、あわせて滞水している水が揺れますので、その動水圧なども計算していることとございまして、今回、東北地方にも大きなダムがございまして、9.1の地震で直轄で管理しているダムが壊れた実態はないとお聞きしておまして、たまたま1つ土地改良区のため池のダムが壊れたのをお聞きしておりますが、その意味からいきますと現状では開発局も含め、地震によって鹿の子ダムが決壊することは考えられていないことで、まず、1点、ご理解いただきたいと思います。

あわせて、結果次第が、氾濫などは、鹿の子ダムの最大放出流量が40t、今ございまして、置戸小学校まで40tで放出すると2時間かかるということとございまして。ただ、今回のハザードマップのような浸水区域の状況等も公にされていないというのか、開発局では出していないこともございまして、その意味では、どのような氾濫状況になるかは、現状のところではとらえていないことで、ご理解いただきたいと思いますが、今後、国の考え方も含め、いろいろな部分で改訂になった場合については、町としても防災計画含め、改訂の検討をいきたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

○10番（上原豊茂君） わかりました。データはないということとありますが、そこで、このハザードマップを見ますと前段のうらが福祉避難所指定であることも含めて、この地帯が浸水50cm未満の地域の中に入っていることがあります。このような状況の中に避難場所を設定していることに問題ないのかどうか。非常に疑問を感じるころでありますし、それが30cmであろうと20cmであろうとその浸水しているところに町民が避難してくることは、避難してくる側にとっての心理的なものも含め、非常に問題があると思う訳であります。この辺について、どのように考えているのか。

また、時間がないので、次のことにも入りますが、今後、取り組む災害対策の関係であります。確かに備蓄の関係は、前段ほかの議員が質問し、内容を確認しておりますので、その部分はいいと思いますが、先ほど町長の説明の中でありましたが、小河川の対応

等の関係で、私は浸水等については、むしろ小河川をどのように対応するのか、小河川による浸水が非常に多い。樋門を閉めることによって、流入した水がそこに広がる状況が生まれてくることも含めたハザードマップの考え方なのかどうなのか。そのようなものも問題にありますし、それらを考えて、もしそこが考慮されていないとすれば、この浸水地の近くに避難所があることが本当に正しいのかどうか、その辺も十分なものかどうかお聞かせをいただきたいと思いますし、今後の中小河川の対策についての基本的な考えも今一度お聞かせをいただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 総務課業務監。

○総務課業務監（伊田 彰君） 今、洪水ハザードマップ関係で、2点の再質問をいただきました。

まず、1点目のうちの避難所を含めて浸水区域の中にあるのではないかとということでございます。基本的には、今のハザードマップの中では、小学校、中学校含め、避難所として指定はしていないことで、スポーツセンターに避難することで指定をしております。ただし、いろいろな考え方も含め、地形の測量自体を実測でやっていないことも含めてあるのですが、危険地域にあるということもありますので、今後、福祉避難所も含め、検討してまいりたいと思います。

あわせて小河川の対応を2点目でご質問をいただきました。

俗に言う、樋門を閉めた時の内水氾濫の部分でございますが、今回のハザードマップには影響させていないとお聞きしております。このハザードマップの浸水区域をつくる費用は、非常に莫大な費用がかかることと町長の答弁でも申し上げましたが、浸水区域指定河川の指定を受けた中で調査、設計を行っていることでございますので、その部分には現状の段階では、加味されていないことでご理解いただきたいと思います。

今後、制度的な変更などの部分がございますら、費用はかかりますが、町としても進めていかなければならないと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

○10番（上原豊茂君） 一番大事なところが抜けているハザードマップであると私は認識いたしました。これを町民全戸に配布していること自体が行政として、いかがなものかと私自身は思います。おそらくこれを見て、ああこうなんだと安堵感を持った人もいるかと思えます。その点では、十分な再考が必要だと思いますし、今のことも含めて、この洪水、また、地震等による火災等々も含めた対策、避難の方法に対して、例えば、ハザードマップを見ますと1つの方向しかないところも、例えば想定外的小河川の部分が入っていないとすれば、当然想定外の状況が起きる。その場合どのような方法をとるべきなのか、避難の選択をするべきなのか、それらも含めた方向を示すマップが必要と私は思いますし、それらに対する取り組みを早急に行うべきと考えるところであります。

それと度々火災等の時にいろいろ町民からの不満が出てくる訳であります。災害対策初動の関係であります。これは、消防車がどの道を通るのが近いのか議論も出てきますし、もう1つは、小河川の利用の関係で、消火にあたる取り水の問題等々がいろいろと町民から、なぜ近くの水を使わないのか、そばにある小河川が使えないのかというような不満もあります。これらについてもきちんとした住民周知をしていき、それをしっかり認識してもらうことが、安心して暮らせるまちづくりであり、住民が安心できることは、まさ

に住民にやさしいまちづくりの1つだと思いますので、ぜひ、これらに対する対応を十分にさせていただきたいと思います。もし最後に町長の総括的な考えがあれば、お聞かせをさせていただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 総務課業務監。あと1分しかありませんので簡潔に。

○総務課業務監（伊田 彰君） 最初の点の一方向しか避難の経路がないとのご指摘をいただきましたが、基本的には、この想定浸水に対する避難路でございますので、その意味では、さまざまな想定をすると逃げる場所がなくなることもありますので、今後、検討いたしますが、非常に想定は難しくなる。最近、想定外のことをすごく言われていますが、あくまで190mmを想定した部分で進めていることで、その部分は、ご理解をいただきたいと思います。

それと2点目の小河川の取水の関係ですが、これは、確かにいろいろな部分がありまして、市街地に戻ってくるサイクルの問題もありますが、どうしても高台に行くと水圧がないこともありますので、その部分を含め、広報等々で周知等をしてまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

○10番（上原豊茂君） これで終わりますが、非常に不十分な回答だったと認識を受けました。

以上で終わります。

○議長（橋本憲治君） 10番、上原豊茂君の質問が終わりました。

#### ◎延会の宣告

○議長（橋本憲治君） お諮りいたします。

本来ならば、一般質問が本日で終了する予定になっておりましたが、まだ一般質問が残っておりますので、本日の会議は、これにて延会にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

明日も引き続き、一般質問を継続いたしますので、ご参集願いたいと思います。

明日は、午前9時30分からです。

大変ご苦労様でございました。

延会 午後4時17分